

決算審査特別委員会

令和4年9月8日
午前9時00分 開会
於 斑鳩町第一会議室

議長
伴 吉 晴
委員 長
横 田 敏 文
副委員 長
坂 口 徹
出席委員
溝 部 真紀子
木 澤 正 男
理事者 出席

齋 藤 文 夫
奥 村 容 子
大 森 恒太朗

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 惠 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	仲 村 佳 真	同 課 長 補 佐	大 塚 美 季
安全安心課長補佐	角 井 幸 司	政 策 財 政 課 長	真 弓 啓
同 課 長 補 佐	福 井 ま り	同 課 長 補 佐	関 元 佑 治
税 務 課 長	福 田 善 行	同 係 長	田 本 奈 津 子
住民生活部長	栗 本 公 生	住 民 生 活 部 次 長	北 典 子
福 祉 課 長	中 原 潤	同 課 長 補 佐	細 川 友 希
子育て支援課長	中 尾 歩 美	同 課 長 補 佐	上 山 泰 史
健康対策課長補佐	徳 田 貴 世	健 康 対 策 課 長 補 佐	中 野 孝 子
国保医療課長	猪 川 恭 弘	環 境 対 策 課 長	東 浦 寿 也
同 課 長 補 佐	峯 川 敏 明	同 課 長 補 佐	乾 裕 貴
住 民 課 長	関 口 修	同 課 長 補 佐	小 澤 香 代 子
都市建設部長	上 田 俊 雄	上 下 水 道 課 長	岡 村 智 生
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光
代表監査委員	佐 伯 知 輝	監 査 委 員	中 川 靖 広

議会事務局職員

議会事務局長 佐 谷 容 子 同 係 長 吉 川 也 子

(午前9時00分 開会)

○伴議長 おはようございます。

本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さまには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ほか6件の決算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩します。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時03分 再開)

○伴議長 再開します。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に横田委員、副委員長に坂口委員が互選されました。お二人にはよろしくお願ひします。

それでは、横田委員長に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩します。

(午前9時03分 休憩)

(午前9時04分 再開)

○横田委員長 それでは再開いたします。

皆様のご推挙によりまして、決算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願ひします。

それでは、全委員出席されておりますので、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○中西町長 おはようございます。決算審査特別委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。また、佐伯、中川両監査委員には忙しい中ありがとうございます。

当委員会に付託しております議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について他、上程させていただいております。一般会計から特別会計、長い時間の審査となりますけれども、皆様方によりしくお願ひいたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

○横田委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願
いします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業
会計未処分利益剰余金の処分について、認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳
出決算の認定について、認定第3号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、認定第4号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳
出決算の認定について、認定第5号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について、認定第6号 令和3年度斑鳩町水道事業会計決算の認定につい
て、認定第7号 令和3年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、以上7議案を
一括議題とします。

初めに、審査の方法についてお諮りします。事前に配布しております、令和4年9月
定例会 決算審査特別委員会進行予定表をご覧くださいと思います。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けた後、質疑を行います。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要について質疑を行い、次に、健全化判断比
率報告について、総務部長から説明を受け、質疑を行うこととします。

次に、一般会計歳入全般について、総務部長から説明を受けます。昨年と同様に、質
疑は、別途、総務費にかかる決算審査においてお受けすることとし、質疑内容により回
答は担当各部でお願いすることとします。

次に、一般会計歳出、各特別会計、企業会計について、各部ごとに審査を行うことと
し、一般会計の各款ごと、また、特別会計等は会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を
受けたのち、それぞれ質疑を行い、すべての質疑の終了後、表決を行いたいと思います。

以上、申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ご
ざいませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、委員並びに理事者の皆さんには、議事
進行につきましてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、理事者の皆さんのご説明については、長時間にわたるものもありますので、説
明は着席のまましていただいて結構です。

それでは最初に、佐伯代表監査委員から、決算審査意見書に基づき、ご報告をお願い
します。佐伯代表監査委員。

○佐伯代表監査委員 では、座って報告させていただきます。

今回報告させていただきますのは、一般会計及び特別会計決算審査意見書、それから健全化判断比率等審査意見書、水道事業会計決算審査意見書、下水道事業会計決算審査意見書、計4つです。

さっそく、まず一般会計及び特別会計決算審査意見書、こちらのほうからご報告させていただきます。

まず、ページをめくっていただきますと、目次が書いてありまして、1ページ目で審査の概要で、審査の対象、それからいつしたのか、それから監査委員2人で行いました。それから審査の手続きは通常のもので執行しました。

次、2ページにいきまして、審査の結果ですが、審査に付された令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況についても計数に誤りはなく、適正に運用されているものと認められた。

審査の詳細ですけれども、まず1番目に決算の総括で、(1)決算規模ですが、決算の規模は表1のとおりで、この表1にはですね、この表の下に書いてますとおり、表2、次のページにあります。各会計間相互の繰入金、繰出金7億911万6千円が含まれており、これを差引した純計決算額は表3のとおりということで、表3を見ていただきますと、純計決算の歳入額は165億6,068万円であり、前年度から15億4,315万円の減少となる。歳出額は157億226万6千円であり、前年度から18億7,995万7千円の減少と、歳入、歳出とも減少となっていますけれども、この原因ですが、その次に書いてますとおり、決算額が前年度から大幅な減少となっているが、これは令和2年度では、国からの特別定額給付金給付事業費補助金の交付に伴う特別定額給付金給付事業を実施したためであるとあります。ですから令和3年ではそれがありませんので、減少となっております。

その次、3ページのほうにいきまして、(2)決算収支、今度収支のほうなんですけれども、決算収支の会計別の状況は表4のとおりで、一般会計及び特別会計を合わせた総計での歳入歳出差引残額(形式収支)は、8億5,841万4千円の黒字である。翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額も、8億585万4千円の黒字である。実質収支額から前年度の実質収支額4億7,671万6千円を差引いた単年度収支額は、3億2,913万8千円の黒字となっております。

その次のページ4ページにいきまして、(3) 予算執行状況ですが、まず歳入について表5を見ていただきたいんですが、収納率について一般会計が対調定でいいますと99.6、特別会計が対調定でいいますと98.5で、合計で収納率は99.2となりまして、令和2年度は99.1ですので若干上がっております。

その次、歳出の予算執行率ですが、一般会計が90.5、特別会計が93.2、合計が91.5で令和2年度が92.9で若干下がっております。

その次、5ページのほうにいきまして、(4) で財政の構造ですが、①歳入の構成、こちらのほうが、その下の表7に自主財源と依存財源となっておりますけれども、自主財源が構成比でいいますと、全体の構成比が令和3年度が36.4%で、前年度が30.3%ですので、自主財源の比率が若干上がっております。金額のほうどうかと言いましたら、金額のほうも自主財源が令和3年度は41億1,205万3千円、令和2年度が39億4,564万5千円で増額しております。

その次のページ、6ページのほうにいきまして、歳出の構成、今度歳出のほうですが、その構成が6ページに、表8でまとめているんですけども、義務的経費の扶助費、こちらのほうがですね、対前年度比較見ていただきますと、7億423万7千円増加しております。

その次に③で財政分析ですけども、ちょっと前段のほう飛ばさせていただきます、7行目のところですね、当年度の経常収支比率は89.5%であり、前年度(93.2%)より3.7ポイント改善しております。

その次ちょっと飛ばしていただきまして、9ページのほうを見ていただきたいんですが、一般会計、こちらのほうからですが、一般会計のところの上から10行目過ぎたところですね、単年度収支に、財政調整基金の積立額の3億473万7千円を加算し、基金繰入額の131万4千円を差引いた実質単年度収支、こちらのほうがですね、令和3年度は5億8,293万5千円の黒字となっております。結構大きい黒字になってはおるんですけども、その原因がですね、まず歳入のほうですが、(1) 歳入のところのですね、ちょっと分かりにくいんですが、歳入のところの9行目の最後のところからですね、地方交付税は、31億7,591万4千円であり、令和3年度限りの臨時経済対策の措置などに伴う基準財政需要額の増などにより、前年度から4億4,350万9千円の増加になっております。また、その下の行ですけども、財産収入は、公益財団法人斑鳩町文化振興財団から出資金の一部返還、9千万なんですけども、受けたことなどにより、前年度から8,815万7千円の増加となっております。

その次にですね、ちょっと飛ばしていただきまして、11ページのほうを見ていただきたいんですが、今度(2)歳出ですが、歳出の3行目からですが、各科目(款)別の歳出は表16のとおりである。増加した主なものとしては、民生費は、43億8,346万2千円であり、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、障害者総合支援法に基づく給付費などの増により、前年度から7億1,020万4千円の増加となっております。それからその明細がその後12ページ以降に記載しておりますけども、そちらのほうちょっと飛ばさせていただきます、16ページのほうで、次に特別会計、こちらのほうですが、特別会計の(1)の国民健康保険事業特別会計ですが、これの上からですね、6行目で、なお、実質収支は、前年度から6,440万9千円の増加であり、令和3年度に返還した令和2年度分の県支出金等282万1千円及び令和4年度に返還すべき令和3年度分の県支出金等161万8千円を反映させると、実質的な単年度収支額は、6,561万2千円の黒字となります。

その次に、18ページにいきまして、(2)介護保険事業特別会計、こちらのほうですが、こちらのほうの5行目からですが、なお、令和4年度に返還すべき国庫支出金3,063万円、県支出金361万1千円、支払基金交付金201万5千円、過年度還付未済保険料の還付金80万9千円及び令和4年度に追加で繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金14万8千円を反映させると、実質的な収支額は2,537万9千円の黒字となります。

その次に20ページのほうにいきまして、介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定ですけども、決算の状況は表20のとおりで、歳入決算額は1,094万9千円であり、前年度から148万円の増加である。歳出決算額は852万5千円であり、前年度から88万8千円の増加である。歳入歳出差引残額は242万4千円の黒字となっております。

その次に、21ページの(4)後期高齢者医療特別会計ですが、決算の状況は表21のとおりで、歳入決算額は5億243万4千円であり、前年度から678万1千円の増加となっております。歳出決算額は4億9,018万2千円であり、前年度から17万6千円の減少となっております。歳入歳出差引残額は1,225万2千円の黒字となっております。

その次に、22ページのほうにいきまして、財産の状況ですけども、その表の下のほうに行政財産の異動として、稲葉西1丁目のところの土地の272㎡の増加、それからごみ置場で土地の12㎡の増加、それからその下で建物が55㎡の増加となっております。

して、普通財産の異動としまして、斑鳩交番の土地57㎡の増加となっております。

(2) 有価証券は変わらずに、その次の23ページ(3) 出資による権利が先ほど申しあげました斑鳩町文化振興財団のほうで9千万の返還がありましたので、1億円から9千万引いて1千万の残となっております。

そして(4) 100万円を超える重要物品は、中央体育館の移動式バスケットボールゴール1台の更新と奈良県住情報システム機器を廃棄しております。

その次(5) 基金についてはですね、次の24ページに表が載っております、表の一番下の一番右側で、前年比較見ていただきますと、3億5,754万4千円増加しております。

その次、25ページにいきまして、むすびですけども、以上が、令和3年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況とその補足資料である。事務は適正に行われているものと認められるが、若干意見を付しておきたいということで、(1) 一般会計の決算についてですが、令和3年度の一般会計の実質単年度収支が5億8,293万5千円の黒字となっております。その多額な黒字の原因は、先ほど申しあげました、令和3年度限りの臨時経済対策の措置などに伴う基準財政需要額の増加などによる地方交付税の対前年度比較で、4億4,350万9千円の増額と、公益財団法人斑鳩町文化振興財団からの出資金の一部返還金9千万円の収入であります。これは令和3年度限りであり、これを除外したところ、5億8,293万5千円から交付税の増加分の4億4,350万9千円と、文化振興財団の出資金の9千万円、これを除外したところで計算しますと4,942万6千円の黒字となっております。4年連続で実質単年度収支が黒字となっており、非常にいいことだと思いますが、今後も実質単年度収支の黒字の状態を維持するように努めていただきたいと思います。

その次に(2) 一般会計の増額している一部の項目の推移についてですが、先ほど扶助費のほうが増額となっておりますと申しあげましたが、そのほかにもですね、下水道費、こちらのほうがですね、非常に増となっております、それぞれ書いておりますけども、トータルしますと令和3年度が21億8,698万5千円で、平成30年度のトータルが18億5,877万2千円で、この4年間で3億2,821万3千円増加しております。その4年前の平成26年度から比べますと、それも2億9,634万3千円増加しているんです。(3) としまして、これからの斑鳩町の財政運営についてですが、令和3年度で4期連続の実質単年度収支の黒字、これは非常にいいことなんですけども、上記(2)のように年々多額の費用が増額しており、今後の人口減少社会の進行等によ

る収入の減少が予測されます。

これからの斑鳩町が持続可能な財政運営を行うためには、歳入における自主財源の拡大策、新たな歳入の創出とありますけれども、これはここ私1、2年申し上げてないんですけども、以前はよく申し上げてましたまずは遊休財産の活用とか、売却とか、そういうことですね。あと、クラウドファンディングを利用したふるさと納税制度とか、有料広告とか、ネットオークションの売却、ネットオークションの売却はもうすでに不要な車両の売却とか行ってはりますけれども、そういうことをどんだんどんだんしていただいて新たな歳入の創出、それを検討するとともに、歳出においては最小の経費で最大の効果をあげることに向けて、絶えず様々な角度から事業内容の合理化、見直し、検討等を行い、経済的、効率的、効果的な運営に努めなければならないです。

以上で、一般会計のほうの報告を終わります。

その次に水道事業会計、こちらのほうですけれども、こちらのほう先にさせていただきたいと思います。

水道事業会計決算審査意見書ですが、ページを開いていただきますと、1ページのところで、審査の概要としまして、対象、執行日、それから監査委員2人で行いました。そして審査の手続きも普通に行っております。

2ページ開けていただきまして、まず審査の結果ですが、審査に付された令和3年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、本年度の経営成績及び本年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。審査の結果の詳細は、以下のとおりで、まず事業の概要、収支の状況、それから収益的収支ですが、損益計算書にみる、その下に第1表と損益計算書ありますが、に見る本年度の営業収益は6億3,691万円、営業費用は6億7,093万円であり、3,402万円の営業損失となっておりますが、営業損失に営業外収益の8,773万9千円、営業外費用の1,951万7千円を増減すると、経常利益は3,420万2千円となっております。特別利益と特別損失はないため、当年度純利益は3,420万2千円であります。

まず表のところの営業収益の前年度比較で8,778万3千円、これが増えている分がですね、5ページのほう開けていただきまして、(4)経営成績で、ア.水道事業収益について、営業収益は6億3,691万円であり、前年度5億4,912万7千円と比較して、8,778万3千円の増加となっておりますが、その主な原因は、給水収益で、前年度において新型コロナウイルス感染症の支援策として、基本料金の8か月分を免除していたと、ですから、本年度はその免除がありませんので、8,254万8千円の増

加となっております。

その次に、2ページのほうに戻っていただきまして、営業外収益が前年度と比較しまして7,152万9千円のマイナスになっておりますけども、こちらのほうはですね、また5ページの、先ほど下から8行目ですが、5ページの下から8行目で、営業外収益は8,773万9千円であり、前年度1億5,926万8千円と比較して、7,153万円の減少となっておりますが、その主な原因は、前年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴い、一般会計から他会計補助金として7,176万1千円を繰り入れておりますけども、今年度はそれがありませんので、その分減少しております。

その次にまた2ページに戻っていただきまして、営業費用が4,059万2千円増加しておりますが、これがですね、また5ページのほうでですね、下から3行目ですが、営業費用は6億7,093万円であり、前年度6億3,033万8千円と比較して4,059万2千円の増加となっておりますが、その主な原因は、配水及び給水費で640万8千円、総係費で111万6千円、減価償却費で949万円減少しましたが、原水及び浄水費で5,375万4千円増加したからであります。そしてその増加した分は、県水100%に令和3年度からしておりますので、その分増加しております。

その次、すみません、また2ページに戻っていただきまして、特別利益が1,550万円のマイナスになっておりますが、その原因がですね、6ページのほう見ていただきまして、まん中の財政状況の上のほうの3行目の終わりから見ていただきまして、前年度において、令和3年度からの県営水道への受水転換により不要となった上水道の修繕引当金1,550万円を令和2年度に戻入しているため、今年はそのがありませんので、1,550万がマイナスになっております。

その後ですね、むすびとしまして、7ページのほうですが、令和3年度水道事業会計の決算は、本年度純利益が3,420万2千円となり、水道事業は今後も短期間において問題はないと思われるが、今後も引き続き健全経営を遂行する近隣自治体等の事業経営への取組みなどを参考にしながら、業務の改善、合理化等による経費の削減に努め、公営企業として健全な事業経営を遂行されるよう望むものであり、将来を見すえて次のことをコメントします。

(1) 県域水道一体化について、①で、奈良県内の水道事業が抱える共通の課題として以下の3点があります。②で、対応の方向性として、水道事業の県域一体化を推進させるということです。③で、スケジュールとして、令和3年1月締結の覚書に基づき、

令和6年度中の一部事務組合設立しまして、令和7年度からの事業統合を目指す。④で、斑鳩町の方針としまして、上記の課題、方向性及びスケジュールを加味しつつ、奈良県及び関係市町村と十分な協議を重ねた上で、様々なことを検討しながら、斑鳩町の方針をどのようにするか決定しなければならないです。

その次、8ページにですね、今回、公表されていることなんですけども、(2) 決裁書類の押印について、文書管理についてですが、今回の令和3年度水道事業会計の決算審査において、決裁書類について決裁権者の押印がされていないことが判明しました。なお、その後において原因の解明、今後の対策はされていますが、改めて公文書の起案から決裁及び保管までの文書管理の徹底を図る必要があります。

以上で、水道事業会計の決算報告を終わります。

その次に、下水道事業、こちらのほうの報告をさせていただきたいと思います。

まず、ページを開けていただきまして、同様に審査の概要がありまして、審査の対象、執行日、監査委員2人で行いましたと、審査の手続きが、普通に審査手続きを執行したということで、2ページ開けていただきまして、審査の結果ですが、審査に付された令和3年度斑鳩町下水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、本年度の経営成績及び本年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。詳細は、以下のとおりですけども、事業の概要、収支の状況、収益的収支ですが、損益計算書にみる本年度の営業収益は1億5,697万8千円、営業費用は5億7,666万9千円であり、4億1,969万1千円の営業損失となっていますが、営業損失に営業外収益の5億5,614万4千円、営業外費用の1億2,869万7千円を増減させると、経常利益は775万6千円である。特別利益と特別損失がないため、当年度純利益は経常利益と同額の775万6千円であります。純利益は出ているということなんですけども、それについて申しあげるのは後にしまして、先に損益計算書の増減の内容を説明させていただきますと、第1表のところ、営業収益が377万3千円増えていますが、これがですね、5ページ見ていただきまして、(4)の経営成績のところ、ア. 下水道事業収益についてですが、営業収益は1億5,697万8千円であり、前年度1億5,320万5千円と比較して377万3千円の増加となっております。この増加はほとんどが、下水道使用料は1億5,670万8千円であり、前年度1億5,259万円と比較して411万8千円、下水道使用料は増加しております。

その次に、また2ページに戻っていただきまして、営業費用が前年度と比較して1,900万2千円でありますけども、これがまた5ページ見ていただきまして、イ. 下水

道事業費用についてですが、営業費用は5億7,666万9千円であり、前年度5億5,766万7千円と比較して、1,900万2千円の増加となっております。その主な原因は、総係費では人件費の増等により299万6千円の増加になっておるんですけども、その後ですね、流域下水道管理運営費負担金、これ奈良県に払うものなんですけれども、187万1千円の増加となっております。先ほど説明しました下水道使用料、これが増加してもですね、流域下水道負担金、これも増えるんで、ほぼ約50%弱増えます。あと、現金の実支出を伴わない経費である減価償却費で1,323万7千円の増加です。

その次、2ページにまた戻っていただきまして、営業外収益のほうがですね、1,298万5千円増加となっておりますけども、これがまた5ページ戻っていただきまして、下水道収益の4行目からですが、営業外収益は5億5,614万4千円であり、前年度5億4,315万9千円と比較して、1,298万5千円の増加となっております。その主な原因は、長期前受金戻入の1,275万3千円の増加となっております。

その次、すみません、2ページに戻っていただきまして、営業外費用が前年度比較で825万6千円マイナスとなっておりますが、これがまた5ページのほうにいきまして、ちょうどまん中ちょっと上あたりですけども、下水道事業費用についての下から3行目ですが、営業外費用は1億2,869万7千円であり、前年度1億3,695万3千円と比較して、825万6千円の減少となっております。その主な原因は、支払利息及び企業債取扱諸費で827万9千円の減少となっております。

以上で、あと7ページのほうで、むすびのほうなんですけれども、令和3年度下水道事業会計の決算は、本年度純利益が775万6千円となっております。前年度純利益の174万4千円より601万2千円増額となっているが、今後も引続き健全経営を遂行する近隣自治体等の事業経営への取組みなどを参考にしながら、業務の改善、合理化等による経費の削減に努め、公営企業として健全な事業経営を遂行するよう望むものであり、将来を見すえて次のことをコメントします。

ということで(1)主要な項目の推移について、また4年分記載させていただきますが、先ほども申しあげました下水道使用料、これは増えているんですけども、先ほどのとおり、令和2年度から令和3年度比較しますと、411万8千円増えてるんですけども、流域負担金は6,813万3千円から7,005万4千円で、187万1千円増えております。先ほど申しあげましたように半分弱増えます。令和元年度から令和2年度、平成30年度から令和元年度も同じように使用料は増えておるんですけども、流域負担

金もこれ増えております、当然のことながら。令和2年度から3年度、これを差し引きしますと、増えた分を差し引きしますと、411万8千円増えておりますけども、流域負担金も187万1千円増えておりますので、差し引きしますと224万7千円たしかに増えております。ですが、支払利息は令和3年度で言いますと、1億2,844万円、その支払利息を払うために他会計補助金、事業収益として1億4,039万7千円、一般会計から払っております。その下、企業債発行額も2億4,730万円、令和3年度は若干低かったですけれども、発行しております。次にまた償還がむかえてきます。他会計補助金も資本的収入として4億1,009万8千円、償還金の分を払うときに一般会計から払っております。一般会計から他会計補助金の事業収益と資本的収入を合わせますと、5億5,049万5千円、先ほど私、一般会計のむすびのところで、項目が増えているところで、下水道費、これこの金額なんですけども、これずっと5億5千、これずっと払い続けていると、ほぼ払い続けてます。これをいつまで続けるかというのはちょっと気にはするんですけども、それがその下ですけども、下水道整備工事により供用面積が増加するため、確かに下水道使用料それから流域負担金は今後も増加が続くと考えられます。利益はその分のびるとは思いますけれども、また、整備工事には、多くの投資が必要であるが、新たな企業債発行については、元利償還とか企業債残高の将来推移を十分検討した上で、計画的で安定した財政運営を図りたいと思います。

(2) 人口減少、少子高齢社会への対応についてですが、今後、人口減少等に伴い水道の有収水量の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられます。このため、これに連動して使用料収入の減少も見込まれると思われまます。本格的な人口減少・少子高齢社会が進行する中、下水道事業においても、汚水処理サービスを提供し続けられるよう施設更新等の効率化のみならず、将来的には下水道処理区域の在り方及び代替方法の検討が課題となってくると思います。

以上で下水道事業会計の決算報告を終わりたいと思います。

最後に、健全化判断比率等審査意見書、こちらのほうですが、これはそのまま申し上げていきますけども、まず1ページ目、こちらのほうですが、1番で、まず、令和3年度普通会計健全化判断比率等審査意見書。審査の概要、審査の執行日、審査した監査委員は2人で行っております。

審査の結果(1)総合意見ですが、審査に付された下記それぞれの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

個別意見としまして、まず①実質赤字比率について、令和3年度の実質赤字比率はマイナス11.74%で、決算が黒字であり問題はありません。②で、連結実質赤字比率について、令和3年度の実質赤字比率はマイナス21.15%で、同様に黒字であり問題はありません。③で、実質公債費比率ですが、令和3年度の実質公債費比率は7.3%で、早期健全化基準を下回っており問題はありません。④で、将来負担比率ですが、令和3年度の将来負担比率は24.9%で、早期健全化基準を下回っており問題はありません。また、前年度37.5%と比較すると将来負担比率が減少しています。しかし、今後さらに進行する少子高齢化社会への対応や、公共施設の維持管理等に多額の費用を要することが予想されるため、将来負担比率が減少するよう行財政運営の健全化に努めるべきである。(3) 是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

その次、3ページで、令和3年度水道事業会計経営健全化審査意見書ですが、審査の概要、執行日はそのとおりで、監査委員2人で行っております。

4. 審査の結果ですが、(1) 総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。(2) 個別意見ですが、資金不足比率について、水道事業の令和3年度決算における財務の短期流動性を示す流動比率は、386%、前年度659%であり、資金不足の状態ではありません。

経営健全化審査において、より実質的な資金不足額を把握するため、令和3年度中の企業債償還の予定額を1年基準に基づいて流動負債に算入すると、実質的な資金不足比率はマイナス71.1%、前年度マイナス75.1%となり、経営健全化基準の20%と比較して、なお良好な状態にあると認められる。

その次のページのほうにいきまして、(3) 是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

その次の5ページの方に行きまして、令和3年度下水道事業会計経営健全化審査意見書。審査の概要、執行日は次のとおりで、監査委員2人で行っております。

審査の結果、(1) 総合意見ですが、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。(2) で、個別意見ですが、資金不足比率について、下水道事業の令和3年度決算における財務の短期流動性を示す流動比率は、133.9%、前年度118.9%であり、資金不足の状態ではありません。ところが、経営健全化審査において、より実質的な資金不足額を把握するため、令和3年度中の企業債償還の予定額を、1年基準に基づいて

流動負債に算入すると、実質的な資金不足比率は229.8%、前年度250.9%であり、経営健全化基準の20%と比較して、大幅に基準を超えた状態となる。これは、下水道使用料収入額と比較して、1年以内の企業債償還金額が高額であるためと考えられる。しかし、令和3年度末時点での下水道の普及率は67.1%、前年度65.8%であり、今後も建設改良工事は継続されるので、今後、供用面積が拡大して接続件数が増加すれば、下水道使用料収入が増加し、資金不足状態も解消に向かうと考えられます。

(3) 是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はありません。

以上で4つの報告を終わります。

○横田委員長 ありがとうございます。

ただいま報告を受けました審査結果について、質疑がございましたらお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、質疑を終結します。

あらかじめ、佐伯代表監査委員、中川監査委員から、決算審査結果の報告後、退席の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。両監査委員には、各会計の決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして、委員長として、心からお礼を申し上げます。

暫時休憩します。

(午前9時48分 休憩)

(午前9時48分 再開)

○横田委員長 再開します。

続きまして、一般会計及び各特別会計の決算概要について、先ほどの監査結果報告及び後ほどの理事者からの説明と重複しますので、説明を省略し、資料9「決算の状況」に基づき、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、一般会計及び各特別会計の決算概要に対する質疑を終結します。

次に、健全化判断比率報告について、説明を求めます。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、令和3年度決算における健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、報告いたします。失礼して、着席してご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料2の令和3年度健全化判断比率等報告書をご用意いただけます

でしょうか。1 ページをお願いします。

はじめに、斑鳩町における令和3年度の健全化判断比率の状況です。ひとつ目の指標である、実質赤字比率ですが、この指標は、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政の深刻度を表すものです。令和3年度の実質赤字比率は、マイナス11.74%で、前年度と比較して3.56ポイント改善しています。この指標の基準ですが、早期健全化基準は市町村の財政規模に応じて定められ、本町は14.13%、財政再生基準は旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とされています。

次に、二つ目の指標である、連結実質赤字比率です。この指標は、すべての会計の赤字と黒字を合算して、全体としての赤字の度合いを指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すものです。令和3年度の連結実質赤字比率はマイナス21.15%で、前年度と比較して4.6ポイント改善しています。この指標の基準ですが、早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算し、本町は19.1%、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%とされています。

次に、三つ目の指標である、実質公債費比率です。この指標は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。令和3年度の実質公債費比率は7.3%で、前年度と比較して0.3ポイント悪化しています。この指標の基準ですが、早期健全化基準は、一般単独事業の許可が制限される25%、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される35%とされています。

次に、四つ目の指標である、将来負担比率です。この指標は、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の額の大きさを指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。令和3年度の将来負担比率は24.9%で、前年度と比較して12.6ポイント改善しています。この指標の基準ですが、早期健全化基準として350%とされています。

2 ページをお願いします。次に、斑鳩町における資金不足比率の状況です。この指標は、公営企業会計の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。水道事業会計は5億4,072万8千円の剰余額、下水道事業会計は8,694万1千円の剰余額がそれぞれあり、いずれの会計においても資金不足は生じておりません。また、参考資料の4ページ以降に各指標の基礎数値、7ページ以降では令和2年度の数値となりますが、これら指標の県内、全国の市区町村平均値などをとりまとめているので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で、令和3年度決算における健全化判断比率等の状況についての報告とします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、健全化判断比率報告に対する質疑を終結します。

続いて、認定第2号 令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査を行います。

理事者の説明を求めます。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 はじめに、議案書を朗読いたします。

認定第2号

令和3年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和4年9月1日提出

斑鳩町長 中西 和夫

失礼して、着席してご説明をさせていただきます。

説明に際して用います資料は、令和4年8月17日に議員懇談会資料でお配りした資料11の主要な施策の成果報告書(資料編)と、資料12の決算附属参考資料となります。よろしくお願ひします。

はじめに、一般会計の歳入決算の状況についてご説明いたします。資料11の主要な施策の成果報告書(資料編)の3ページをお願いします。第2表 令和3年度一般会計歳入決算の内訳をご覧ください。令和3年度の歳入決算額は、第2表の最終行の表側25の合計、決算額の欄ですが112億8,135万8千円で、令和3年度限りの臨時経済対策の措置などに伴う基準財政需要額の増加などにより、地方交付税は増額となったものの、特別定額給付金の給付に関する国庫補助金の減額などにより、前年度と比較して17億3,520万円、13.3%の減となっています。

主な歳入の決算額ですが、表側1の町税は30億6,765万4千円で、前年度と比較して3,845万円、1.2%の減となっています。その内訳ですが、4ページの第3表、令和3年度町税決算の状況をお願いします。表頭の比較の欄ですが、軽自動車税、たばこ税は増収となったものの、個人町民税が新型コロナウイルス感染症の経済への影響等により課税所得が減少したことから、2,469万5千円の減収、また固定資産税

では、評価替えに伴う在来家屋の減価に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う固定資産税の特例措置が講じられたことにより、2,232万5千円の減収となっています。3ページにお戻りいただきまして、表側4の財産収入は9,634万円で、斑鳩町文化振興財団から出資金の一部9千万円の返還を受けたことにより、前年度と比較して、8,815万7千円の増となっています。表側5の寄附金は3,070万6千円で、1件1,400万円のご寄附をいただいたことにより、前年度と比較して1,054万4千円の増となっています。表側6の繰入金は913万8千円で、前年度において新型コロナウイルス感染症対策に要する財源として、財政調整基金3千万円の取崩しがあったことから、前年度と比較して2,264万8千円の減となっています。表側12の配当割交付金は4,352万8千円で、上場株式等の配当の増により、前年度と比較して1,334万3千円、44.2%の増となっています。表側13の株式等譲渡所得割交付金は4,993万2千円で、株価の上昇などにより、前年度と比較して1,672万円、50.3%の増となっています。表側15の地方消費税交付金は5億2,649万3千円で、消費の持ち直しなどにより前年度と比較して4,764万9千円、10.0%の増となっています。表側18の地方特例交付金は5,171万4千円で、中小事業者等が所有する家屋等に係る固定資産税等の特例による減収を補てんする財源として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金が措置されたことなどにより、前年度と比較して1,297万8千円、33.5%の増となっています。表側19の地方交付税は31億7,591万4千円で、令和3年度限りの臨時経済対策の措置などに伴う基準財政需要額の増加などにより、前年度と比較して4億4,350万9千円、16.2%の増となっています。表側21の国庫支出金は21億2,321万2千円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連国庫支出金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金などが増額となったものの、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、小中学校情報機器整備費補助金などが減額となったことから、前年度と比較して23億7,285万円、52.8%の減となっています。

最後に、表側22の県支出金は6億7,765万2千円で、震災対策農業水利施設整備事業費補助金、衆議院議員選挙費委託金などは増額となったものの、県内消費喚起支援事業補助金、小中学校空調設備設置緊急支援補助金、国勢調査事務市町村交付金などが減額となったことから、前年度と比較して7,394万5千円、9.8%の減となっています。

続きまして、目的税である都市計画税と、地方消費税交付金の社会保障財源化分の使途状況についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料12の決算附属参考資料の4ページをお願いします。はじめに、目的税である都市計画税の使途状況についてです。下段の表をご覧ください。令和3年度の都市計画税収入額は1億3,281万9千円、その下の、令和3年度限りの都市計画税減収補填特別交付金は75万7千円で、下水道事業、そして、これまで都市計画事業の財源として借入れを行った町債の償還に要する一般財源である都市計画税充当可能額4億1,643万2千円に全額を充当しており、充当割合は32.1%となっています。6ページをお願いします。地方消費税交付金の社会保障財源化分の使途状況についてです。令和3年度の社会保障財源交付金収入額は、下段の表の真ん中の欄でございますが3億1,230万3千円で、社会保障施策に要する一般財源である社会保障財源交付金充当可能額17億9,275万7千円に全額を充当しており、充当割合は17.4%となっています。

以上で、歳入決算の状況につきましての概要説明といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりました。一般会計歳入全般の質疑は、のちほど、総務費の歳出のところでお受けします。

ここで、理事者入れ替えのため、10時20分まで休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○横田委員長 再開します。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行います。

初めに、第1款 議会費について、説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

○佐谷議会事務局長 それでは、第1款 議会費の決算の概要について、ご説明申し上げます。着席して失礼いたします。主要な施策の成果報告書（資料編）の9ページをご覧ください。令和3年度の議会費の歳出決算額は9,524万2,832円となっており、前年度と比較いたしまして、269万1,243円減少いたしました。減少の主な要因は、令和3年10月12日付けで議員1名の失職により、欠員が生じたため、報酬及び期末手当が減となったことです。

次に、事業別施策の取組み状況について、定例会・臨時会の開催は、定例会を4回開催しました。町長提案の議案数は68件で、すべて原案可決となっております。

議員・委員会発議の議案につきましては、意見書など5件ございました。

次に、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の開催についてですが、延べ55回、58日間開催いたしました。次に、会議録の作成・閲覧ですが、録音音声データ反訳を委託しております。次に、議会広報の充実については、年4回発行し、多くの方に読んでいただけるよう、町ホームページにも掲載しております。

以上、簡単ではございますが、議会費の決算概要の説明とさせていただきます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けしますが、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しいただきましてご質問くださいますよう、よろしく願います。それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結します。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、総務部及び会計室が所管する、第2款 総務費に係る、決算の概要について、ご説明いたします。失礼して、着席してご説明させていただきます。

資料11の令和3年度主要な施策の成果報告書(資料編)の10ページから36ページとなります。10ページ、第2款 総務費、第1項 総務管理費です。

はじめに、第1目 一般管理費ですが、特別職及び一般職の人件費等のほか、地域集会所施設整備等の支援、参加と協働のまちづくりの推進などに要する支出となっております。中ほどやや下の、人事評価制度の運用では、人事評価制度の運用を行うとともに、同制度に対する正しい理解と運用を図るため、評価者を対象とした研修を実施しました。さらに、人事評価結果を給与等へ反映する対象となる職員を、課長級以上の職員から全職員に拡大し、令和4年4月1日から施行するよう、人事評価結果の給与等への反映に関する基準を改正いたしました。

12ページをお願いします。上から二つ目の、自治会への支援では、自治会等に対し自治会文具料等の助成を行うとともに、令和3年度では、三町自治会の太鼓台の修理及び整備事業がコミュニティ助成事業として採択されたことを受け、補助金を交付しました。また、自治会連合会への支援では、自治会連合会に対し、活動支援のための補助金の交付を行うなど、コミュニティ組織の育成に努めました。次に、地域集会所施設整備等の支援では、自治会等が行う地域集会所施設の整備等に対し、補助金を交付しました。

次に、地域交流館の整備では、自治会から整備要望を受けている、龍田西地区における地域交流館の建設候補地に関し、事業実施に向け、土地所有者との協議を実施いたし

ました。また、地域交流館の維持管理では、法隆寺五丁地区地域交流館の維持管理を行うとともに、令和3年度は、町指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、トイレ等の手洗いに関し自動水栓化工事を実施いたしました。

次に、住民活動センターの運営では、生き生きプラザ斑鳩内の住民活動センターにおいて、引き続き住民活動の相談窓口を開設し、情報発信、新しい活動の立ち上げなどの支援を行いました。13ページをお願いします。参加と協働のまちづくりの推進として、協働のまちづくり活動提案事業として1団体を認定し、補助金を交付し支援しました。

14ページをお願いします。第2目 文書広報費です。町広報紙の発行のほか、声の広報、町ホームページの運用などに要する費用が主な支出となっています。広報紙の充実として、誰もがより見やすく、親しみの持てる広報紙づくりに努めました。また、令和3年度の広報紙に係る有料広告は、掲載件数が30件、広告料収入は45万5千円となり、令和元年度と同程度の水準となっています。15ページをお願いします。上から二つ目のホームページの充実では、インターネットの特性を生かしたタイムリーな情報提供に努め、新型コロナウイルス感染症関連情報を含めた行政情報や観光情報などを発信しました。令和3年度のアクセス件数は64万3,636件で、主に新型コロナウイルス感染症関連ページの閲覧が増加したことにより、前年度と比較して約1.3倍のアクセス件数となっています。さらに、令和3年度では目的に応じた情報にたどりやすいホームページを構築するため、トップページのリニューアルにとりくみました。

次に、第3目 財政管理費です。財務書類4表の作成のほか、ふるさと納税事務などに要する費用が主な支出となっています。財務書類4表の作成として、統一的な基準による財務書類として、令和2年度決算に係る一般会計分と、特別会計や公営企業会計など関連する会計を含めた連結分を作成し公表いたしました。また、ふるさと納税事務として、町内事業者に対し返礼品の提案を募集し、随時追加するとともに、寄附についてインターネットで申込みができる、ふるさと納税ポータルサイトによる募集を引き続き行いました。16ページをお願いします。ふるさと納税等の状況ですが、最終行の合計のところでございます。令和3年度の受入額は、件数で1,184件、金額にして3,070万6,560円となっています。

次に、第4目 会計管理費です。源泉徴収票等の郵送のほか、歳入歳出決算書の印刷、窓口収入手数料などに要する費用が主な支出となっています。また、令和3年度から、指定金融機関派出手数を新たに負担しています。

17ページをお願いします。第5目 財産管理費です。役場庁舎の維持管理のほか、

基金の運用などに要する費用が主な支出となっています。役場庁舎の維持管理として、役場庁舎をより安全に安心してご利用いただけるよう、中央階段及び議場傍聴席入口に手すりを取り付けるとともに、屋内階段に歩行路標識シールを設置いたしました。また、経年劣化した庁舎放送設備を更新したところでございます。

18ページをお願いします。基金の管理・活用では、各基金に基金利子等を原資として基金を積立てるとともに、令和3年度は財政調整基金について、文化振興財団に対する出資金の返還金9千万円や、令和2年度決算剰余金のうち2億円、そして風景・景観の形成に役立ててほしいとの意向でご寄附をいただいた1,400万円、あわせて3億400万円を積み立てるとともに、金剛流宗家斑鳩公演の費用に充てるためガバメントクラウドファンディングによりご寄附を募った131万4千円を取り崩し活用しております。また、減債基金については、JR法隆寺駅周辺整備事業、斑鳩町総合保健福祉会館建設事業の将来償還対策のための積立、取崩しなどを行っています。

次に、役場庁舎の充実として、庁舎内の秩序維持や犯罪防止のため、建物内通路及び窓口、西側駐輪場などに防犯カメラ11台を設置するとともに、庁舎のトイレにおける感染防止対策として、和式トイレの洋式化、自動照明、洗面器の自動水栓等の改修を行いました。

19ページをお願いします。第6目 企画費です。事務のOA化の推進のほか、男女共同参画社会の推進などに要する費用が主な支出となっています。事務のOA化の推進として、令和3年度は、社会保障・税番号制度におけるデータ標準レイアウトの仕様、様式変更対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、令和2年度に予算繰越の相談、会議等オンライン化のためのタブレット端末を導入いたしました。20ページをお願いします。上から三つ目の、女性総合相談の実施では、女性の人権を侵害する深刻な問題や女性が抱えるさまざまな問題に対して相談、助言を行い、相談者自らが問題解決できる糸口を提供するため、引き続き相談窓口を開設しました。令和3年度の相談者数は、8名で、延べ20回の相談となっています。

22ページをお願いします。第8目 交通安全対策費です。交通安全対策の推進のほか、高齢者運転免許自主返納の支援などに要する費用が主な支出となっています。

23ページをお願いします。高齢者運転免許自主返納の支援では、高齢者の自動車等の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証を返納した高齢者を対象にICOCカード5千円分を交付しました。令和3年度の交付件数は106人となっています。

次に、第9目 自転車等駐車場運営費ですが、駐輪場の維持管理、運営に要する費用

が主な支出となっています。令和3年度は、経年劣化した場内の各種看板を更新いたしました。

24ページをお願いします。第10目 防犯対策費です。地域防犯体制の充実のほか、自治会防犯灯の新設及び維持管理等への助成、自治会防犯カメラ設置への助成、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の助成などに要する費用が主な支出となっています。25ページをお願いします。上から二つ目の、自治会防犯カメラ設置への助成では、安全で安心なまちづくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、引き続き、防犯カメラを設置しようとする自治会等に対し、設置費用の一部を助成いたしました。令和3年度の助成件数は3自治会となっています。次に、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の助成として、悪質電話による高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、引き続き、自動応答録音機能を有する被害防止対策機器を購入される人に対して、その費用の一部を助成いたしました。令和3年度の助成件数は41件となっています。

次に、空き家対策の実施として、適正な管理の促進として、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理に関するチラシを封入し、所有者への啓発を図るとともに、電話等での空き家相談を実施いたしました。

27ページをお願いします。続きまして、第2項 徴税費です。はじめに、第1目 税務総務費ですが、職員の人件費のほか、他団体との協力連携などに要する費用が主な支出となっています。次に、第2目 賦課徴収費です。町税の賦課徴収事務のほか、町税の過誤納付償還金などに要する費用が主な支出となっています。課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上として、滞納整理の早期着手と、誠意のない滞納者に対する滞納処分等、関係法令等に基づき、徴収事務をすすめ、町税の収入確保に努めております。令和3年度の滞納処分の実施状況は、差押等は46件で、滞納額996万2千円について処分を行いました。このうち、換価または配当があったものは43件で、金額にして501万円となっています。

28ページをお願いします。町税の収納等の状況です。上段に現年分、下段に滞納繰越分の状況について、とりまとめております。令和3年度の町税収納率は、現年分が上段の表の一番下の右の欄ですが、前年度と比較して0.5ポイント上昇の99.6%となっています。また、滞納繰越分は、下段の表の一番下の右の欄ですが、前年度と比較して8.2ポイント上昇の44.2%となっています。

29ページをお願いします。不納欠損処分の状況です。令和3年度の不納欠損処分は、一番下の行ですが、実人数29人、延べ件数40件で、不納欠損処分量は1,316万

2, 749円となっています。

恐れ入りますが、34ページをお願いいたします。続きまして、第4項 選挙費です。第1目 選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員会の運営に要する費用を支出しています。選挙管理委員会の開催では、選挙人名簿の定時登録のほか、町長選挙や衆議院議員選挙に係る諸事項の決定等を会議案件として、選挙管理委員会を開催しました。選挙用備品の整備では、投票用紙分類機のスタッカー部分の増設等及び投票用紙自動交付機5台を更新しました。また、投票管理システムの導入として、令和2年度から予算繰越した投票管理システムの導入について、当日投票所用のタブレット端末へのシステム設定を終え、整備を完了したところでございます。

第2目 常時啓発費です。選挙啓発の推進に要する費用を支出しています。明るい選挙推進協議会の活動として、選挙制度に関するパンフレットを配布するなど、選挙に対する意識啓発を行いました。

35ページをお願いします。第3目 衆議院議員選挙費、第4目 町長選挙費では、それぞれの選挙の執行に必要な費用を支出いたしました。なお、町長選挙において、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用に関し、初めて公費負担制度の適用を行いました。

36ページをお願いします。第5項 統計調査費です。政策財政課が所管する基幹統計調査として、経済センサス活動調査を実施いたしました。

続きまして、第6項 監査委員費です。毎月の例月出納検査をはじめ、一般会計、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計等の決算審査と、財政健全化審査、定期監査を実施していただきました。また、財政援助団体等監査として、斑鳩町シルバー人材センターの監査を実施していただきました。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管する、決算の概要説明といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。

また、ここで、歳入全般についても、あわせて質疑をお受けします。 齋藤委員。

○齋藤委員 14ページをお願いします。下のほうに広報紙の充実とありますけれども、やっぱり町民に町の行政をPRというか、報告するためには、広報紙が一番皆さんが見てるんじゃないかなと思うんです。インターネットとかホームページとかありますけれども、やはり高齢者もおりまして、紙の媒体というのがほとんどの方が見てるんじゃない

いかなと思いますので、やっぱりこの広報紙をもっと充実させるような広報紙ができないものかなと思うんですけれども、ひとつとしましては、今の広報紙は一方通行で、町の施策を一方通行で連絡しておりますけれども、双方向な広報紙というのができないかなというふうに思うんですけれども、例えば、公民館に野球チームつくったんで入りませんかとかですね、そのような募集のチラシだとか何か貼ってありますけれども、そういうのをやっぱり見るような双方向な広報紙にして、やはりページ数を増やして、住民がもっともっと関心を持てるようなものにしたらどうかと思うんですけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 ご提案いただきました住民さんの方からの記事募集でございます。他の自治体におきましては、そういった記事の募集をされてるようなことも見受けておりますので、そういった場合、どういった基準で載せていくのか、そういった基準づくりも必要となつてまいりますことから、そのような先進地の事例を集めながら、また検討してまいりたいということで考えております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 19ページお願いします。一番下のところに、男女共同参画の啓発とあります。これ毎年、女性就業支援セミナーというのが開催されておまして、女性の就業についてご努力いただいているのわかりますけれども、実際に去年から見ますと、参加人数が、おととしは31名で去年は18名、フォローアップセミナーも、おととしが11名で去年が10名と減少しております。やはり最終的には、女性が就業できるようなことを目指すわけですので、もちろんこのセミナーも減っているのもあるんですけれども、やっぱりもっともっとフォローアップのフォローアップをつくるとか、最終までやっぱり面倒見てるとか、困ってることについていろいろなことを聞くとかですね、そのようにして、やはり意欲ある人を、やっぱり最終まである程度面倒見ていくような制度にできたらいいかなと思うんですけれども、そのへんのところはいかがでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 確かに参加人数等につきましては減っておりますけれども、これにつきましては、コロナ禍というところの事情もあろうかというふうに考えております。

フォローアップのフォローアップ等々というお話でございますけれども、このフォローアップセミナーを開催しております部分でも、これまで参加された方が参加できないというようなことは一切しておりませんので、広く門戸は開けて、こういった開催のほ

うもしております。ですので、なかなかちょっと厳しい状況、コロナということでの経済状況の厳しさというのもありますので、なかなか起業できないというところのご事情もあろうかと思っておりますので、ただし、町といたしましては広く門戸を開けて、今後こういったとりくみをしていきたいと考えます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、フォローアップのフォローアップ、研修はないけれども、誰か困ったことがあったら、また相談を受けるというような形で認識してよろしいんでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 はい、そのとおりでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 すみません、戻って申し訳ないですけども、16ページをお願いします。

16ページにふるさと納税の状況ということで、ふるさと納税いただいた資金を、資金として貯めておりますけれども、これは町の財産になって有効なんですけれども、やはり逆にふるさと納税した方から見ますと、基金として積み立てておっただけでは、やはりいつ、どのように使うのかというのはわからなくて、ふるさと納税したその思いというのは伝わらないんじゃないかなというような気がするんです。ということで、やはりこの基金積み立てるのもわかりますけれども、やっぱりある程度使っていく、それで使って行って、その分金額が減りますけれども、最終的には一般財源が持ち出しが減るわけですので、同じことじゃないかなというような気がするんですけども、そのように積み立てを使っていく、条例なのか何かで決まっているんでしょうけれども、それを変更して、やっぱりふるさと納税した方が目に見える形にできないかなというふうに思うんですけども、そのへんはいかがでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 先ほど委員もおっしゃいましたとおり、この基金につきましては、基金それぞれの条例で定めがございまして、例えば斑鳩の里歴史文化遺産を保存・活用基金の設置、活用基金でございまして、これでありまして、基金はその目的の財源に充てる場合に限り、基金を全部または一部を処分することができるということになっておりますので、もちろん可能ではございます。ただし、限られた基金でございまして、一定やはり、例えば最近でありましたら、中宮寺公園のような、大きな整備をしますというようなときに活用していくものというのが、町では考えているところです。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 例えば文化財、古墳の案内板が壊れてるとか、そういうのもやっぱり直すよ
うな、全部使っていったらどうかなというふうに思うんですけども、そのような考え
というのはないでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 今おっしゃっていただいた分につきましては、実際にこの運用益、
利子ですね、この分をそういった文化財維持管理関係にも充てておりますので、そうい
った形で活用はしているところでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 すみません。決算付属参考資料もよろしいでしょうか。一番最後のページ、
一般会計の財政の見通しのところを聞かせていただきたいんですけども、まずひとつ
目はですね、下から6行目、減債基金取崩額というのが、令和5年度見込みのところか
ですね、6,200万円、6,200万円、6,100万円と、急に取崩し額が出て
るのはどういう理由か教えてもらえませんかでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 こちらにつきましては、これまでも実施しているところなんですけ
れども、JR法隆寺駅の周辺整備事業、それから生き生きプラザ斑鳩、こちらの整備に
対しましての償還対策として取崩しのほうを予定しております。

あわせて、ちょうど今ご提案させていただいてる補正予算第7号であげさせてい
ただいておりますけれども、今回も決算剰余金を用いまして、直近の小・中学校のエア
コン整備でありますとか、それからごみの積替え施設、こちらの償還のほうが多額にな
っておりますので、その償還財源をこの決算剰余金を使いまして、減債基金に積み立て
るということを考えております。今回のシミュレーションにはその分を算入させていた
だいておりますので、令和5年度から、特にちょうどJRのほうと、それから生き生き
プラザの取崩しのほうも始まるというタイミングもございましたけれども、小・中学校
のエアコン、それからごみ積替え施設の分として積み立てている分を取り崩す、そのタ
イミングもあわせまして6,200万円まであがっているということでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。それから、その上の財政調整基金の取崩しが、例え
ば9年度見込みから増えていっているのはどういう理由でしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 令和5年度以降は減債積立、先ほどのほうでは取り崩して対応していく等々の処置をいたしますけれども、歳入のほうの減少等も見込まれますことから、収支が令和9年以降マイナスに転じるという推計になっています。この推計を財政調整基金で埋めていくという姿で算出しておりますので、その関係で変わってまいるということでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。そのページの一番下のところですがけれども、年度末の地方債現在高、令和2年度の決算に比べると、残高が減ってるということはすごいことだと思うんですけれども、これは具体的にどういうことで、例えば今回黒字だったからということもありますけれども、ずっと黒字を見込んでいくから、こういうふうに残高が減ってるということで理解していいんでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 また、改めて説明はさせていただくところではございましたけれども、こちらにつきましては、いわゆる地方交付税措置のない町債のほうの借入れを取りやめたりしておりますので、それに伴いまして、いわゆる借りる分が減って償還額がありますので、それで全体として減ったと、結果として減ったというところでございます。借りる分が減りましたので償還が進んだというふうにご理解いただければと思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、この開きがどんどん大きくなっていく、令和2年度と令和3年度を比べると、思うんですけれども、それは、これからずっとそのような形にしていくから、開きが大きくなっていくというふうにご理解していいんでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 開きといいますか、もう本来、違うかもしれませんが、施策の成果の資料編の168ページをご覧くださいければと思いますけれども、この上のほうの町債の目的別現在高をご覧くださいたらと思いますけれども、昨年度、令和2年度の現在高が83億1,128万7千円でございます。ここに令和3年度、発行額が4億1,290万円に抑えられたと、これが先ほど申しあげました交付税措置のない借入れを見送っていくということでございまして、これが減っていますと。つまりプラス要因が減っていると、償還額につきましては、これはそれぞれの借り入れたときの条件に伴いまして、償還計画出ておりますので、変わらず8億8,524万5千円の償還をしたという結果が78億3,894万2千円ということでございまして、これまでの分では、令和

3年度の決算として借入れを見送ってるということでございますので、それまでは予算としては当然借りる前提でのシミュレーションしておりますので、それが委員のおっしゃる開きということでご理解いただければどうかと思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 例えば、令和2年度の決算と令和3年度の決算を比べてみたんです。そうしますと、令和4年度の地方債残高の見込みが75億1,700万円、令和2年度の決算を見ますと78億5,200万円ということで、この差額が3億ちょっとなんです。しかし、令和12年度の見込みが56億6,300万円、しかし、令和2年度の決算の資料を見ますと74億3,900万円、ざっと見ましてその差額が18億あります。ということは、その年度末残高が減るといいことなんですけれども、その見込みが増えていってる。だから要するに、地方債残高がようけ減ってるというのが、どういふふうにしてそういうふうになったのかというのを教えてもらえればありがたいです。

○横田委員長 暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○横田委員長 再開いたします。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 ただいまのご質問ですけれども、ひとつの例というか、1個の起債を考えますと、当初のほうは初め利子のほうが多く、元利均等で借りる場合なんですけれども、利子のほうが多くて元金のほうが少ないんですけれども、年次を追うことによってその元金の償還がどんどん増えてきまして、おのずとして償還額大きくなりますので、起債残高が減っていくと、また、新たな新発債についても、その分よりも元金のほうが返すのほうが多いから、その分乖離といいますか、差額が多くなってくる、そのようにご理解いただければと思います。以上です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○横田委員長 ほかに質問ございますか、質疑ございますか。 溝部委員。

○溝部委員 歳入のところで聞きたいんですけれども、個人町民税と固定資産税が今回減収になったということは、先ほどの説明で。

○横田委員長 ページ数とか言っただけですか。どの資料ですか。

○溝部委員 主要な施策の成果報告書3ページですけれども、町民税と個人町民税と固定資産税は減収になったけれども、予算の、当初予算の額よりも最終的に決算額が増えた

ということで、それはよかったんじゃないかなとは思ってるんですけど、こちらの主要な施策の成果報告書の7ページの下段に、感染症とか経済の影響で、今後、町税や地方交付税の主要財源の大幅な伸びは見込めないと、先ほどの監査委員さんもおっしゃってましたけれども、今後新たな歳入の創出ということで、遊休財産の活用とか、オークションとかということもおっしゃってたんですけども、その、今後のそういう歳入の見込みが減っていくということを想定した場合に、そのへん、今言ったようなことの考えというのは、斑鳩町はどういうふうにお持ちでしょうか。

○横田委員長 真弓政策財政課長。

○真弓政策財政課長 先ほど、監査委員さんのほうから意見書の中でいただいたお話でございましてけれども、現段階でまだ調査研究中でございまして、これといったものお示しはできませんけれども、これまでもございました遊休財産の処分、それからガバメントクラウドファンディングの活用でありましたりとか、有料広告、それから車両の廃車に伴うときの車を売却するといったことも、引き続きそういったことも検討してまいりたいと思っております。また、先ほど申しあげました。今ちょうど補正予算でもあげさせていただいておりますけれども、決算の剰余金を活用しまして借入金をそもそも抑制する、それから財政調整基金等の繰り入れですね、取崩しもできるだけ見送るといった形での、それからまた減債基金の積立てによりまして将来の償還対策をしていくというふうなとりくみも併せてとりくんでまいりたいと思っております。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 人口が減少していきますので、それちょっといたし方なくて、なかなか住民サービスも大きくこれから向上していくかということ、ちょっと難しい部分あるかとは思っておりますけれども、せめて維持できるような形で、ぜひともそういう自主財源の確保というのを今後ともどうぞよろしくお願いします。

次のこれは教えていただきたいんですけども、歳入歳出決算書の一番上の町税の5ページの収入未済額というのがあるんですけども、これ、その年度に回収するべきお金ということやと思うんですけども、8ページ、9ページで収入できなかった、収入できない、払っていただけないと、延滞金とか加算金とかがかかってくると思うんです。それがまだ払われていないということは、収入未済額がまだあるということやから、延滞金が今もかかってて、収入済額よりも調定額のほうが大きくなるような気がするんですけども、この仕組みというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○横田委員長 福田税務課長。

○福田税務課長 延滞金についてのご質問でございます。延滞金につきましては、納期限の翌日から延滞金の利息の部分がかかりますこととなります。延滞金につきましては、実際に納税される際に、その延滞金を計算して納税いただくこととなりますので、その時点で調定額と収入が同時にさせていただくこととなります。このため調定額と収入額がイコールになっている状況でございます。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。主要な施策の成果報告書の25ページの一番上の防犯カメラの設置ということで、平成30年からでしたかね、町内に20基つけていただいているということで、毎年多分370万円程度の維持管理費ということで支払っていただいていると思うんですけども、今後、このまま20基つけて終わりということなのか、斑鳩町内も数年の間にたくさん住宅もできてたりとか、新しい道とかもできてたりすると思うんですけども、そうなった場合、さらにカメラが必要な場所が出てくる可能性もあるのかなと思うんですけども、そちらのお考えはいかがでしょうか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 防犯カメラの台数の見直しということでお答えさせていただきますけれども、20台がいいかどうかというのは、常に見直していく必要があると考えております。その見直しに際しましては、また警察等もご相談させていただきながら、この台数が本当にいいかどうかというのは、常に見直しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 結構お金もかかることやと思いますけれども、防犯面ではすごい大切なことやと思いますし、また警察ともご協議の上よろしくお願いします。

35ページですけれども、参議院と町長選挙、前回よりも投票率低いですけれども、全国的に低いので何とも言えないんですけれども、これをどう考えて、次は地方統一選挙があるのかなと思うんですけども、どのように啓発されていかれるのかなというのを、お考えがあれば教えてください。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 投票率の関係でございます。衆議院議員選挙につきましては、全国平均投票率が55.93%になっておりますので、当町のほうが約5ポイント高い状況ではありますけれども、前回よりも5ポイント程度下がったということでございます。

啓発につきましては、これまでから町内全世帯を対象にチラシを送付させていただい

ておりますほか、投票立会人、投票事務従事者の公募、こうしたとりくみも実施しているところがございます。また、若い方を対象といたしまして、成人式において冊子、啓発冊子を配布させていただいておりますほか、18歳になられて初めて有権者になられる方、こういった方にも啓発冊子を送付させていただいているところがございます。

この令和3年の選挙につきましては、コロナ禍の中で初めて斑鳩町のほうでは選挙という中で、街頭啓発のほうが実施できなかつたこともありまして、今回新たにホームページ、またフェイスブックにおきまして期日前投票所の状況を紹介をさせていただいて、コロナ禍の中でも安全に選挙していただけるというような周知もさせていただいているところがございますので、今後もこうした情報ツールを活用しながら、選挙に関する関心の高めを図ってまいりたいということで考えております。

○横田委員長 溝部委員。

○溝部委員 SNSを使って発信していただけるということですがけれども、ちょっと付随していかちょっとわかりませんが、フェイスブックがアカウントがちょっと変わってしまったということについては、アカウントが変わってしまうと友だちが少なくなっていると思うんですけれども、そのへんは、アカウントが変わってフェイスブック斑鳩町って検索してもなかなか出てこない状況になってしまっていて、ホームページではこれですよという感じでQRコードでやってもらっていると思うんですけれども、その追加と、あとLINEとかにやりはったんで、LINEでもそういった啓発も近くなってきたにさせていただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 成果報告書資料編の11ページ、生駒郡町村会との連携ということで100万円ほど計上していただいてまして、これ各町4町でそれぞれ負担金を出して運営されているというふうに思うんですけれど、このほど7町のほうではもう廃止をするということになりましたけれど、こちらの生駒郡の4町のほうの運営については、そういう方向があるのか、実際今どういう活動を行っているのか、ちょっとその予算の内訳も含めて教えていただけますか。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 生駒郡の町村会につきましては、生駒郡4町の町長をもって組織する団体でございます、奈良県の町村会との連絡調整であったり、町長の研修、また視察の実施、そして各種団体の補助金等の交付のほか、各町に共通する議題があれば町長会議を開催し、意見調整を図っているというところがございます。生駒郡町村会における支

出の内訳としましては、生駒南地区保護司会補助金や奈良犯罪被害者支援センター分担金など、各種団体への交付金や補助金への支出額は133万7千円、県の町村会への負担金が106万5千円など合計255万3,528円が令和3年度の決算額というふうになっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 県の町村会への負担金についてはわかるんですけど、その各種団体の分については、町村会を通じて出すというふうにしななければならないんでしょうかね。これ経路するとちょっと分かりにくいかなと思うんですけど、町から直接負担金なり、負担金かどうか分かりませんが、出すという形はできないんでしょうかね。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 それぞれ共通課題につきましては、生駒郡の町村会からこれまで拠出させていただいているということで対応させていただいてるということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 なるべく住民の皆さんにわかりやすいようにしていくべきかなというふうに思いますので、町長のほうで、一度そういう意見があったよということで、郡の町村会のほうでもぜひ検討していただきたいなと思います。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 資料編の12ページですけども、自治会への支援ということで、成果報告書本編の5ページにも掲載されてるんですけども、この間、自治会の加入率が減ってるということで、同僚議員も一般質問されていましてけれども、この間、この答弁の中にもありましたけれども、どうやって加入率上げていくのかということで、いろいろなとりくみを町しても支援で行っていただいていると思うんです。何年か前には、講師の方をお呼びして、自治会連合会として講習会をされて、こういうとりくみが参考になりますよということで、私も参加させていただいてお話聞いてきたんですけど、その後、チラシを配布したりとか、いろいろなとりくみされていると思いますけれども、その効果がどうだったのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 ただいまおっしゃっていただきましたように、自治会に対する支援という形で、連合会のほうでは、様々な講師の方派遣していただいて講演を聞いていただいたり、町といたしましても、加入チラシのテンプレートを提供させていただいたり、自治会の会長の支援として、自治会の活動のしおりみたいな形の分をつくらせていただい

たりもさせていただいております。定量的な部分といたしましては、やはり自治会加入率、令和2年、令和3年比較いたしますと約1ポイントほど減少しているような状況ではございますが、こうした講演会に参加いただいた方、お話お聞きする中では、講演会のテーマに関する知識だけではなくて、隣の自治会であったり、周辺の自治会がどのような活動をされているのかということのためになったというようなお話を聞いておりましたり、また、このテンプレート、自治会加入チラシのほうを取りにこられて、それを近隣のほうに配ってみるといった窓口でのお話もいただいておりますので、こうしたことを地道にやりながら、町としては自治会活動の支援を行ってまいりまして、自治会の方におかれましては、やはり魅力ある活動づくりにつなげていただきたいという形で考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 なかなか、これをすれば増えるよという、目に見えた効果というのは難しいかと思えますけれども、私のところの自治会も、新しく転居をされてこられた方も加入していただいておりますので、だからそういったとりくみですね、やっていただいていることが結びついているのかなというふうに思えますけれども、やっぱり地域のつながりというのをやっぱり充実していくというのは大切やと思っておりますので、今後も引き続き調査・研究していただいて、やっぱり加入率向上に向けて町のできるとりくみですね、お願いしておきたいと思えます。続きまして、同じく資料編の12ページの地域集会所の整備ですね。こちらも、本編の5ページになるんですけども、当初予算で268万9千円計上されてまして、決算で見るとそれを超えて支出されてるんですけども、これはどういった理由によるものなんでしょうかね。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 地域集会所施設整備費補助金につきましては、基本的には前年度に意向調査をさせていただいて、要望があった箇所を予算化させていただいているところでございますが、台風による屋根の破損であったり、クーラーの突然の故障など、こういった突発的修繕に係る予算も別途計上して、その予算の範囲内で基本においては対応させていただいているところでありますが、当初要望はいただいておりますませんでしたけれども、峨瀬第一自治会の雨漏りに係る相談が昨年度ございまして、現地を確認いたしましたところ、緊急に修繕が必要なものと判断されるものでございましたことから、当初予算としては予算不足となる中、ほかの事業からの予算の流用で対応できることでありましたので、その予算流用により対応させていただいたということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 予備費を使ってたらまた報告があったかと思えますけれども、そうではなく流用で対応したということですね。わかりました。

続きまして資料編の25ページ、自治会の防犯カメラ設置の予定ですけども、これも本編の3ページに計上されてますけれども、当初予算180万円で組んで、執行が54万4千円ということで、これまでの話をお聞きしてますと、前年度で自治会に要望聞いて、当初予算組んでますよということですけど、執行率だいたい30%程度になってますけど、これどういった事情でしょうか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 このあたりのいわゆる予算と執行の乖離ということなんですけれども、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、前年度に意向調査をさせていただきます。令和3年度におきましては、9自治会から要望がございましたことから、上限の20万円を限度に180万円を組ませていただいて、ただ、自治会のほうでも進める中でちょっと難しいよ、すみませんねというところがあって、結果3自治会、54万4千円ですか、そういったことになったということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうですね、そういう事情やったということやったらわかりますので、別に使い切らなあかんわけではないですから理解しておきます。

そしたらその下、特殊詐欺被害防止の機器購入費も当初予算見ますと30万円で組まれてて、それ超えて対応していただいているということで、この間も要望があれば、予算超えても対応しますよということ言うていただいていたんで、それで対応していただいていると思うんですけども、これ財源はどういうふうにされたんですか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 これにつきましては、他の事業から予算流用のほうで対応させていただきますして、やはり近年非常に関心が高いところでありまして、また、そういった案件も多く発生しているということなんで、要望に対しては応えていこうということで、他の事業の不用額から予算流用させていただきますして、可能な限り対応させていただきますして、ここからでございます。これからにつきましても、予算の範囲内でそういったことで対応させていただきますたいというふうに思っておりますので。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 予算の流用の範囲で対応いただけるようやったら、それでも構いませんし、

金額的にそこまで大きくないんで、補正までいかないかなと思いますけれど、必要であれば補正組んでも対応していただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そうしましたら、同じページの空き家対策の実施ということで、これ金額はゼロであがってますけれども、ここでいう空き家というのはどういう空き家のことになるんでしょうか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 ここで言いますのは、危険、いわゆる防犯上、環境上、また景観上いわゆる危険な空き家というか、そういったもので、例えばアパートが空いてますよと、そういった部分ではございませんので、そういったものの空き家等というのはそういった空き家というふうな形で考えていただければと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、今危険な空き家と呼ばれる空き家がどれくらいあるのかということ、ここに相談がありましたよということで対応されてますけれど、その相談というものが、この1件に限らずどういった相談があるのかということのを教えてもらえますか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 いわゆる特定な危険な空き家というのは、今把握していないところでございます。この相談内容なんですけれども、空き家ですね、そういったものをこれから手放すのがいいのか、また、賃借とかそういった形の相談が最近多くなってきました。個人がどういった活用ができるのかなと、このままいけば本当に危ない空き家になって管理ができへんよといったところで、コンシェルジュさんに相談をいただくということが多いというふうに、空き家コンシェルジュさんからお伺いしております、コンシェルジュさんのほうも、現地を見ながらご相談に乗っていただいていると、不動産屋行くのもちょっと敷居が高いというような形の方が、こういったものを使っていただいて、そういった形で空き家を適正管理というようなところを考えていただいているというような形で、ご相談は伺っているということをお聞きしております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 処分も含めてどうするのかというご相談で、きちっと対応していただいているということで理解をしておきます。

そしたらちょっと戻りますけども、資料編の10ページ、先ほど部長説明していただいていたけれども、人事評価制度について、令和3年度で管理職を対象に行って、4年度からは全職員対象にしますよということですけども、管理職の皆さんに対する導入

をされて、その効果といいますか、あったのかどうかその辺聞かせてもらえますか。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 直接的に、これによってモチベーションというところがどうなったかというところは、それぞれの判断かなとは思いますが、やはり地方公務員法におきましては、その結果に応じてそれを処遇に反映するということが求められておりますことから、緊張感をもって、また、これによってその仕事に対する姿勢のほうも変わってくるのではないかと考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 法律でもせないかんというふうになりましたので、私も渋々しょうがないかなと思ってるんですけど、今度全職員さんを対象にということで職員組合のほうから何か意見とか要望があったりしませんか。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 特段、この人事評価制度につきまして、導入時にお話をさせていただいて以降は申し入れ等はいただいている状況ではございません。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 奥村委員。

○奥村委員 12ページの先ほども触れられました地域集会所整備等の支援でありますとか、同じく連携して質問させていただきたいんですが、地域交流館の維持管理ということですけども、斑鳩町のこの庁舎の中も、自動水栓をしていただいたりとか、それから洋式化に変えていただいたり、自動で電気がついたりという形で、目に見えて本当にきれいに新しくしていただいているんですけども、この例えば自動水栓ですけども、この前ちょっとお聞きしたときに、停電になってもこの自動水栓、大丈夫、水がちゃんと出るからということでお聞きしたんですけども、それ本当に大丈夫というか、そういう仕組みというか、もう一度説明していただけたらと思うんですけども。電気が来なければ水が流れないということではないんですね。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 なかには電気のタイプはございますが、水流のタイプを使用させていただいておりますので、そういった面では大丈夫と考えているところでございます。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。それと、地域集会所、今どんどんと増改築、修繕とかしていただいていると思うんですけども、今後ともそのどんどん今古くなってる状態の中で、どれほどそういう予算がかかるかという見込みとか、また今後の修理の方向

というのはどういう感じなのでしょうか。

○横田委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 それぞれの自治会の集会所につきましては、やはり地区年次が変わってきてますので、それによって、各自治会さんのほうで積立てをされたりということで計画的になされてると存じあげてます。また、その際に修繕また建て替えにつきましては、この補助金の活用ということで随時ご相談をいただいている状況でございます。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。次に23ページですけれども、前から質問もさせていただいた高齢者の運転免許証の自主返納の支援ということで、今、高齢者お一人に対して自主返納されたときに、I C O C Aカード5千円分を交付されておられますけれども、今回は106件されてます。去年、令和2年度は124件ということで、もうちょっといただいたときに、自主返納してよかったなというような思いになるようなものがほしいなというご要望も何件かいただいているんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。また、お考えしていただいているのかな、どうかなと思ひまして。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 本町では、ただいま5千円分のI C O C Aというカードを交付させていただいているところでございますが、警察のほうでもいろいろな特典がございますので、それらについて周知をさせていただいて、こっちへ来られたときは、警察のほうでもこういったことあるよということ、先に周知させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 高齢者の方が返してよかったなと思えるような工夫のほう、少しでもしていただけたらと思っております。

それと、次に24ページの110番の家で、こども110番の家協力者数ということですが、子どもたちのそれぞれのお家に差してあるあの旗ですけれども、旗をつくるのはどれほどのお金がかかるというか、ちょっと細かくてすみません。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 すみません。ただいま手持ちの資料がございませんので、後ほどご報告させていただきます。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 あの旗をしばらく見ておりましたら、ちょっと色褪せてきてるところもあつ

たりとかございますし、協力者の方も増えてるところもあるかと思うんですけども、それはどういうふうに働きかけをなさって増えているんでしょうか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 広報紙等でも周知をさせていただいて、設置していただけるご家庭がございましたら、こちらのほうに取りにきていただけることとなっております。また、劣化してちょっと色が褪せてきたよとか、破れたよというのがあったら、直ちに交換をさせていただきますので、もしそういった方がおられましたら、役場・安全安心課までご相談いただければ対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○横田委員長 ほかに質疑ございませんか。 坂口委員。

○坂口委員 本編のほう、成果報告書の本編のほうの3ページ、防犯灯のことですけれども、自治会管理の防犯灯が2,675灯あるということなんですけれども、町の管理されてる防犯灯というのはどれぐらいあるんですか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 町管理は549灯ございまして、うちLEDが300灯、蛍光灯が229灯、水銀灯が20灯となっております。以上です。

○横田委員長 坂口委員。

○坂口委員 500あるうち300ほどはLEDにさせていただいてるんですけども、残りの分ですね、うちの近くにもまだ蛍光灯のやつがございますので、できるのなら順を追ってLEDに交換していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 順次切り替えるときにはLEDに換えておりますので、そういった形で進んでいくのではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 伴議長。

○伴議長 副委員長を通して今日の資料1を請求をしていただきました。団体等運営補助金のことをちょっとまとめてほしいと。私自身このコロナ禍、2年、3年、2年半ですか、やっぱり非常に活動しようと思ってもできない団体さん、補助金をいただいても使えない。逆に、この活動ができないために非常に資金的に厳しいというような団体さん、いろいろこれ起こってるように、起こると思います。だけど実際、安定性というものが、これについては必要やと。補助というのはあまり各年上がったり下がったりというような形になってくると非常に難しいというのがよく分かるんですが、そしてこれちょっと資料をどんな形で今まで経緯があり、どういう団体にということを分かりやすく、またこ

れ非常に分かりやすく表を目にさせていただいて、すごくわかりやすく、ぱっと見ていただいたら、このように本当に思ってるような格好なんですけれど、どっちかというたら削減、18、19年度一律と、この一律にされたイメージはわかるんです。先ほど言うたら、やっぱり非常に団体ごとによって色の濃淡をつけるという難しさというのがあるんやろうなというのもわかるんですけれど、今の時代、非常にやはり特に今回こういうようなウイルス感染というようなことがあり、せざるを得んと、皆さんの理解が得られるというような状況でもあったように思うんですけれど、このあたりで結局どこの団体が低いじゃないかと、どこの団体が逆にもらい過ぎてるんやないかというような思いを僕は持ってないんです。それより、どちらかという、これからは少し柔軟にという部分も非常に難しいところ、そういうことも必要じゃないかなという思いでちょっと質問させていただきますねんけど、町の対応というのを教えてください。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 補助金の交付につきましては、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な住民活動の活性化、さらには行政と住民の協働の推進など、自治体の施策を展開する上で重要な役割を担っているところでございます。団体におきましては、その運営を安定的に進めていくときには、補助金というの大きな柱になっていることも事実でございます。ただ、補助金が一旦交付され、または創設されますと、なかなかその評価であったり、検証を行われないうままできているということが、先ほど議長さんもおっしゃったように指摘されてるところでもございます。そうした中で、斑鳩町では、資料で見直し状況等の状況の欄にも書かせていただいているんですけれども、単独調整を推進するにあたって一律カット、数次にわたって行ってきました。また、監査委員さん等からの指摘によりまして、補助金のほうが不用額多く出てるんやったら精算して、そのまま当該年度で戻入で戻せよといったご指摘もございました。また、先ほど議長さんのほうもおっしゃったとおり、ここ2、3年、コロナのところで活動ができへんねんということで、交付申請のほうを行わない団体もございました。そうしたことから、今後におきましても、まずは公益上の必要性を基本といたしまして、社会経済情勢や財政需要の変化、あるいは時代の要請に応じまして、適切に施策を展開していくために、その効果の最適化を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○横田委員長 伴議長。

○伴議長 非常にすばらしい答弁をしていただいたというように私思います。そのとおりやと。ただ、お願いしたいというのは、やはり、ただ一方的に毎年、どっちかいうと安定

性という形で、そら確かに、それをあてにという表現がどうかわからんけれども、非常に大事にといいますか、これが入ってくるやろうということで、やっぱり予算といえますか、活動のひとつの柱になってるといのは理解できます。その中で、やはりその団体さんと、ここちょっとしんどいんちゃうやろか、ここはちょっと逆に活動しよ思てもできひんやないか。向こうから言うてこられるだけじゃなくて、行政のほうから、ちょっと声をかけていただく、そういうような形というのも必要じゃないかと。一方的に行ってる部分もあるんじゃないか。団体数多いですからね、全部に声かけようというのは難しい、ちょっと気になるなというようなやっぱり気遣いというか、目配りというか、そういうようなこともお願いしたい。ちょっとこれ、加藤副町長、このあたりどんな感じで今後運用していくかお願いできればと思います。

○横田委員長 加藤副町長。

○加藤副町長 いま議長が申されましたとおり、それぞれの団体において活動されていて、一定ある程度継続的に活動されておりますので、その中で一定の機会をされてるといことは理解をさせていただいておりますけれども、それぞれの団体において、やっぱり時代時代でやっぱり活動内容も変わってまいりますので、そのあたりはそれぞれ所管する、補助金を所管する担当課がおりますので、そこはきめ細かく団体と意見交換をして、そのもともとの補助の必要性も含めまして、日常的に意見交換をしながら、それを反映させるような形で補助金をどうしていくかということの検討材料に引き続き継続的にとりくんでいきたいというふうに考えます。

○横田委員長 伴議長。

○伴議長 結局、これ見せていただくと、アップというのがあまりなくて、ダウンの、削減、それも一律でせざるをえん部分はわかるんですけれども、場合によって柔軟にということだけお願いして私の質問を終わらせていただきます。

○横田委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、総務部が所管する、第6款 商工費に係る、決算の概要についてご説明いたします。

資料11の令和3年度主要な施策の成果報告書（資料編）の109ページをご覧ください。第6款 商工費、第1項 商工費です。第1目 商工総務費です。消費者相談の実施に要する費用が主な支出となっています。消費者被害の未然防止として、町広報紙を活用し、消費者被害の事例や対処方法、アドバイスなどを紹介し、消費

者トラブルの周知と注意を促しました。また、消費者相談の実施では、引き続き、毎週木曜日の午後を、主として、消費生活相談員による相談窓口を開設いたしました。令和3年度の相談件数は53件で、延べ62回の相談となっております。

以上で、第6款 商工費のうち、総務部が所管する、決算の概要説明といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

次に、第8款 消防費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、第8款 消防費に係る、決算の概要について、ご説明いたします。失礼して、着席してご説明をさせていただきます。資料11の令和3年度主要な施策の成果報告書(資料編)の124ページをお願いします。

はじめに、第1目 常備消防費ですが、奈良県広域消防組合の運営に要する費用となっております。奈良県広域消防組合負担金について、令和3年4月1日に同組合規約の一部を変更され、消防署所属負担方式、自賄い方式を廃止し、共通経費化に移行されています。

第2目 非常備消防費です。消防団の運営のほか、自衛消防団の支援、消防団資機材の充実、デジタル防災行政無線システムの整備などに要する費用が主な支出となっております。125ページをお願いします。上から四つ目の、消防団資機材の充実では、消防団活動の充実強化を図るため、一般財団法人自治総合センターの宝くじ助成金を活用し、防火帽及びしころを更新するとともに、排水ポンプを整備しました。また、デジタル防災行政無線システムの整備として、メインの基盤が損傷し、復旧が見込めないサイレン音声制御システムについて、拡張性、汎用性の高い、デジタル防災行政無線システムへ更新するため、令和4年度の構築に向けて、システムの設計、構成、プロポーザル実施要領等を作成しました。

第3目 消防施設費です。消防コミュニティセンターや法隆寺消防センターなど消防施設の維持管理のほか、消防施設整備の支援などに要する費用が主な支出となっております。消防施設の維持管理費として、メイン基盤が破損し、故障したモーターサイレン遠隔制御システムを修繕しました。また、消防コミュニティセンターにおける感染防止対策として、和式便器の洋式化、自動照明、洗面器の自動水栓化等の改修を行いました。

126ページをお願いします。第4目 水防費です。水防活動の費用について支出し

ています。127ページをお願いします。第5目 災害対策費です。災害物資の備蓄のほか、避難所施設の充実、防災情報メール等の推進、自主防災組織の支援、防災士の育成などに要する費用が主な支出となっています。災害物資の備蓄では、非常食として、アルファ化米1,800食、アルファ化米白がゆ1千食、保存用ビスコ1,800食、レトルトパン1,800食の合計6,400食のほか、粉ミルク1,500本、液体ミルク96本を購入するとともに、災害用敷マット700枚を購入しました。

また、避難所施設の充実として、災害時等における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定を締結しているイオンいかるが店、ジョーシン斑鳩店において、施設内に緊急時避難協力施設である旨を示す看板を設置しました。128ページをお願いします。地区別防災訓練の実施では、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、参加型の防災訓練や防災クッキングは実施できませんでしたが、防災レシピについて、斑鳩町栄養士会の監修のもと、5品を考案し、町広報紙や、町公式Facebook等で紹介しました。

また、令和3年12月13日に、法隆寺境内において、法隆寺及び斑鳩町の共催で、自主防災組織等42団体、約60名の参加のもと、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した体験型避難所開設・運営訓練等を実施しました。129ページをお願いします。自主防災組織の支援として、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立及び活動に要する費用に対し、引き続き補助金を交付しました。次に、防災士の育成として、地域の防災力向上を図るため、地域の防災リーダーとして活動する防災士を育成することを目的に、奈良県が実施する防災士養成講座の受講及び資格取得に要する費用を、引き続き助成しました。令和3年度の助成件数は3件となっています。次に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への生活支援では、生活支援を希望される新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に対し、概ね5日間分の食料等の生活支援パックの無償提供を開始しました。令和3年度の支援件数は4件となっています。

以上で、第8款 消防費に係る、決算の概要説明といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第8款 消防費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 128ページをお願いします。一番上のところに、防災情報メール等の推進というところで令和2年度の5,634件、令和3年度2,604件ということで減ってますけれども、残りの方はメールを登録されなかったということでしょうか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 令和3年度におきまして、これまで使っていたメールのほうが向こうの事業者でセキュリティがこれ以上保てないということで、新たに更新をいたしましたことから、そうした中で新規にメール登録をしていただくという事態が生じました。そうした中で、旧のシステムの中で重複されて登録されている方や、またメールを変えておられるのにそのまま残っておられた方など、そういったものも多々ございましたので、結果としてこの2,600あまりが今現在はそういった状況になっているところでございます。なお、今後につきましても、改めて登録いただけるよう広報紙等で再度周知してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 その次に温暖化で洪水が、大和川で、だいたい東北地方であった雨とか降ればですね、大和川の氾濫というか危険性が予想されます。そういうことで、やはり水防訓練というのは大切だと思うんですけども、やはり大和川付近の住民と一緒に、水防訓練というのを毎年でもやっていったらどうかなと思うんですけども、その辺のところ町としてどのようにお考えかお尋ねします。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 委員おっしゃいますように訓練というのは、非常に重要なものというふうに認識しているところでございます。また、いわゆる水害だけではなくて土砂災害、あるいは地震、そういったものも数多くありますことから、いわゆるここで言いますと地区別防災訓練の実施にあたりましては、それぞれのテーマに沿った形で今後進めたいと考えているところでございます。ここ2、3年、やっぱりコロナ禍で開催できてなかった状況がございますから、令和4年度においては何とか開催したいというふうに考えておきまして、次の担当常任委員会で、その詳細もご報告させていただこうというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。よろしく願いします。

あともうひとつ、129ページの一番上のところ自主防災組織の支援というところで、組織団体が令和2年度30団体、令和3年度も30団体、その30団体からずっと動いてないという状況でありますので、今までの広報では、なかなか30団体から伸びないというふうに思います。というのはやっぱり自治会長が毎年替わるので、自治会長がやろうとしても翌年には替わってますので、また振り出しに戻るというふうなことの繰り返し、やはりあるんじゃないかなというふうには思うんです。そういうことで、例え

ばもちろん自治会長同士の引き継ぎというのも大切だと思うんですけども、町としてやはり一連の流れの中で各自治会の中でつくれるような仕組みづくりというものも必要じゃないかなというふうに、今100以上の自治会があって、小さい自治会もありますけれども、やはりなかなか前に進まないの、そのへんの対策というかですね、どのようにお考えかお尋ねします。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 2年と3年が30団体ということですが、令和元年度から2年度にかけては、2団体増えてるところでもございます。ここ最近、やっぱりコロナ禍ということで、なかなか対面でお話をさせていただいて、自治会等の方に働きかけやいろいろなご相談をお聞きするという機会も大変少なくなりました。そうしたことから、町といたしましては、先ほど4年度もそうなんですけれども、いわゆる地区別防災訓練ですかね、そういったところで積極的に防災士さん等からも、こういったことが重要ですよと、こういったことやらなければなりませんよと、こういったことをもっと認識してほしいですといったことで、住民さんに呼びかけてまいるとともに、役場からも再度そういったものを周知していきたいというふうに考えているところでございます。

また、これら以外にも、いわゆる自治会さんがお集まりのところとか、何かございましたら、そういったあたりで周知できる機会があれば、その機会を逃さずに積極的に周知して行って、ひとつでも多くの団体さんが出席していただく。なにぶん、前期実施計画で40という数字もございますので、その数字に近づけるよう、あるいは超えるような形でとりくんでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 成果報告書資料編の127ページですが、避難所施設の充実ということで、看板設置にイオンとジョーシンさんですね、これ2施設でこの57万6,400円で看板つけたというんですけれども、金額的にちょっと高いんじゃないかなと思っていて、どういう看板つけたのか教えていただけますか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 委員もおっしゃっていただいておりますとおり、ジョーシンさんとイオン斑鳩店さんにそれぞれ看板を設置させていただいているところでございます。イオンさんにおきましては、2階の駐車場の壁のあたりに看板を設置、2つかな設置させていただ

いた部分がございまして、あと施設のところに自立型の看板を2つ設置させていただいてます。また、ジョーシンさんのほうには入り口の駐車場のあたりに2つを設置させていただきまして、合計5つということで、50数万円かかっているということでご理解いただきたいというふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。1施設ひとつじゃなくて5つつけたわけですね、了解です。

そしたら次、129ページですけれども、防災士の育成です。この間、町も補助金出して防災士の資格を取っていただくということで、増やしていこうというとりくみはされてるというふうに理解してるんですけれども、これ本編の3ページに、これ前期実施計画の目標30件ですよという件数を上げていただいているんですけれども、これ総合計画としての目標を持って、数値を持ってとりくんでおられるということですので、その目標の根拠ですね、最終的にどういうふうにしたいのかということで、町はとりくみを進めようとしているのか、ちょっとそのへん教えてもらえますか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 この助成制度は、令和元年度から創設させてもらったところがございます。ひとまずは、いわゆる前期実施計画の終了までの30名の方を養成していきたいというふうに考えまして、50名がいいのか100名がいいのかというところはございますけれども、ひとまず30名をめどに設立をさせていただければ、養成をさせていただければというふうに考えさせていただいて、その30名という数字、いわゆる年間6名ですかね、6名の方を受けていただいて、斑鳩町の防災士になっていただきたいというふうに考えたことでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当面の目標に向かって頑張るということで答弁いただきましたけれど、やっぱり将来その防災士を、やっぱり例えば住民何人あたりに1人という形で委嘱していただいて、一般質問もされてましたけれども、マイ・タイムラインとか、あんな形でやっぱり地域の防災士の方に協力いただいて、地域のその住民の皆さんの防災計画つくっていただくとか、そういう構想を持って防災士の育成も進めていただきたいなと思いますので、だから当面頑張ってくださいというのは必要なんですけれど、将来的な構想についても明確に持って、また、つくって議会にもお示しいただきたいなというふうに、構想ですね、思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○横田委員長 西巻総務部長。

○西巻総務部長 将来的な数値と申しますが、こういった形がいいのかというのが先進地事例を調査研究をさせていただきまして、そのあたりの数値について精査を図りながらとりくんでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午前11時59分 再開)

○横田委員長 再開します。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 先ほどパゴちゃんの家単価ですけど、数字のほうが出ました。1本あたり取り付け器具等も含めまして単価として885円、消費税込みとなっております。

○横田委員長 これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結します。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。 西巻総務部長。

○西巻総務部長 それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に係る、決算の概要について、ご説明いたします。失礼して、着席して説明させていただきます。資料11の令和3年度主要な施策の成果報告書(資料編)の167ページから169ページとなります。

167ページをお願いします。第10款 災害復旧費です。令和3年度では、災害復旧を要する災害が発生しなかったことから、予算の執行はございませんでした。

168ページをお願いします。第11款 公債費です。令和3年度の町債状況は、借入額が4億1,290万円、償還額が8億8,524万5千円で、町債残高は、前年度と比較して4億7,234万5千円減の78億3,894万2千円となっております。令和3年度は、後年度の財政負担の軽減を図るため、予算計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債について、決算剰余見込額により財源が確保できたことから、その借入れを見送ったところでございます。町債の活用につきましては、将来にわたる財政負担を十分に考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えています。

169ページをお願いします。最後に、第12款 予備費です。充用内容のとおり、令和3年度では最終処分場、ごみ積替え施設コンベアベルト修繕42万9千円のほか、5事業に、合計1,463万5千円を充用いたしました。

以上で、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に係る決算の

概要説明といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 横田委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 横田委員長 これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結します。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、13時30分まで休憩します。

(午後12時01分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

- 横田委員長 再開します。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について説明を求めます。 栗本住民生活部長。

- 栗本住民生活部長 それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管をいたします決算の概要につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

令和3年度主要な施策の成果報告書資料編13ページをお願いをいたします。第1項 総務管理費 第1目 一般管理費のうち、人権の擁護と啓発の推進についてでございます。人権相談の実施につきましては、人権擁護委員により、月1回開催をいたしました。

次に14ページの無料法律相談の実施では、奈良弁護士会の弁護士により月3回開催し、179件の相談を受け問題解決への支援を行ったところでございます。

次に、行政相談の実施では、行政相談委員により毎月1回開催し、行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などを行いました。

次に、31ページから33ページの第3項 戸籍住民基本台帳費 第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。職員人件費、印鑑登録、住民基本台帳、戸籍などの事務に要する費用について、支出をしております。はじめに、行財政改革の強化と効率的な行財政経営の32ページ上段、住民基本台帳ネットワークの運用では、令和3年度のマイナンバーカードの発行は3,190枚で、累計発行枚数12,063枚、交付率42.

7%となっております。次に、開かれた行政の推進と発信力の強化の証明書コンビニ交付サービスの運用では、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアの証明書の交付について、令和3年度では、住民票1,620件、印鑑登録証明書1,147件など、全体で3,246件の交付を行っております。また、33ページの証明書交付機

の導入では、新型コロナウイルス感染症対策として、お客様と職員が対面することなく住民票等の各種証明書の交付を可能とするため、役場庁舎内に証明書交付機を設置し、本年1月からサービスの運用を行っております。

以上、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管をいたします主な決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 成果報告書資料編の32ページですけども、いつもマイナンバーカードの数値等について聞いてますけども、さきほど部長おっしゃっていただきまして、今、42.7%ということですね、この間マイナポイントをせっせと政府がつけて普及を図っているということで町内でも進んでいるんでしょうけども、やはり相変わらず個人情報との紐付けの問題で安全性について信頼ができないというような声もありまして、実際情報漏洩も起こっているんで、これについては私も心配しているんですけど、この間、健康保険証と連動するというので、すでに始まっていると思うんですけど、なんかこれ窓口とかでデメリットというんですかね、手間が増えるようなことになったっていうふう聞いたんですけど、それは担当課のほうでは把握はされているんでしょうかね。

○横田委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 窓口でのデメリットというのは、もちろんいろんな手続きが増えるということではあるんですけども、住民サービスということで、個人さんでスマートフォンとかで、できる分についてはやっていたらいいんですけども、どうしてもそういった環境の整っていない方については、こちらのほうで端末をご利用してやっていたらいいところですけども。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっと質問が伝わっていないかもしれませんが、病院とかの窓口で今までやったら、例えば保険証を見せたら、向こうで手続きしてくれたけど、マイナンバーカードになることによって、操作パネルをいらったりとか、本人がやる手間が増えたというような話を聞くんですけども、それは聞いてないですかね。

○横田委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 医療機関等での手続きのことかと思いますが、すみません、こちらのほうではうかがってないです。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私も聞くと、言うた話とか、あと負担ですね、初期診療時の時に21円、そして再診の時には12円負担が増えるっていう話を聞いてね、なんでそんな利用者に負担を求めるようなことになるのかなと思って、把握してはったら改善を求めてほしいなと。マイナンバーシステムについては、私は推進の立場ではないんですけど、町民の皆さんからそれを聞きますんでね、それは町のほうでも把握しておいていただきたいなと思いますんで、お願いをしておきます。

それと今度、33ページで、今、住民課の前に機械導入して発行していただいていますけど、これぱっと数字見る限りでは、まだ稼働から3か月ですけど、窓口での交付とコンビニでの交付の割合っていうんですかね、200万円使って導入して、コロナ対策ということで導入されましたけど、利用状況というんですか、だいぶ少ないなと思うんですけど、費用対効果からしてどうなのかなと思ひまして。

○横田委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 役場庁舎内に設置しているコンビニ交付の交付機の利用状況でございますけれども、割合でいたしますと令和3年度1月から3月におきましては4.9%、今年度入ってから7月末までの数字になるんですけど、6.6%という状況でございます。コンビニ交付、庁舎内に設置した分も含めて、全体で見ますと数字的には増えてきているところではあるんですけど、令和3年度で年間で15.3%、令和4年度に入ってから、月単位でみていきますと20.1%から22.8%という状況にはなっているところでございます。費用対効果といいますか、当初の目的、コロナ対策ということになりますので、そういったことで導入させてもらったところです。マイナンバーカードの普及率自体が上がってきておりますのでね、それに応じて上がっていくものと、窓口に来られる方でもこういったものがありますということで、ご案内させてもらったりとかいうふうなことで、増やしていきたいと考えているところでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当初、住民課の窓口の前に機械を設置した際に、利用率というのはどれぐらい見込んであったんですか。

○横田委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 令和3年度の当初補正時の想定としましては2,016枚でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは利用何%で、今さっき4.9%とおっしゃいましたけども、それと比較するとどうなんでしょうか。

○横田委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 実績としてはかなり少ない状況ということは認識いたしております。先ほど申し上げましたけれども、マイナンバーカードの普及とあわせまして、利用促進をはかっていきたいと考えているところでございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 第3款 民生費のうち、住民生活部が所管をいたします決算の概要につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。主要な施策の成果報告書資料編の37ページから55ページ、第1項 社会福祉費でございます。

はじめに、37ページから38ページの第1目 社会福祉総務費では、職員人件費、福祉団体の支援、国民健康保険事業特別会計への繰出などに要する費用について支出をいたしました。災害に対するまちの安全性の確保では、災害時に避難が困難な避難行動要支援者への支援体制を構築し、適切な支援を図るため、避難行動要支援者名簿の提供等による関係機関との連携等を行いました。次に、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進では、町社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の支援等に要する費用を支出しております。また、成年後見が必要とされる人が安心して後見を行うことができるよう、関係町で法人後見センター運営の支援を行いました。

次に、38ページの国民健康保険の運営の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計に対し、法令の定めにより、職員の給与費、事務費など2億2,158万3,097円を、また、後期高齢者支援金分の赤字補填として1,500万円を繰出し、合計で2億3,658万3,097円を支出しております。

次に、互いに支え合えるネットワークの構築では、斑鳩町地域福祉計画に基づき、制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築をすすめるため、社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度の狭間にいる人を必要なサービスへつなぐための包括的支援体制を構築いたしました。

次に、39ページの第2目 国民年金事務取扱費であります。国民年金事務に関する費用について支出をいたしました。法定受託事務として、国民年金の申請・受付・相談等を行い、年金制度への理解と受給権の確保に努めたところでございます。

次に、同ページから41ページの第3目 老人福祉費でございます。高齢者に対する

各種福祉サービス等に要する費用について支出いたしました。

はじめに、高齢者の生きがいつくりの推進では、老人クラブ活動の支援や高齢者優待券の交付、高齢者外出支援タクシーの助成などを行いました。令和3年度の敬老式典につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、米寿の高齢者と結婚50年の夫婦に対する記念品贈呈式のみを行ったところでございます。次に、41ページ、地域包括ケアシステムの構築では、老人福祉施設三室園組合との連携、老人福祉施設への入所として、養護老人ホームの入所措置を行うほか、在宅ねたきり老人介護手当の支給など、介護保険によらない各種老人福祉サービスを提供いたしました。

次に、42ページ 第4目 老人憩の家運営費であります。老人憩の家の運営及び維持管理に要する費用について支出いたしました。令和3年度の、東西老人憩の家の利用者数は、合計で対前年比4,804人増の21,714人となっています。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、約2か月間休館いたしましたでしたが、令和3年度につきましては、臨時休館はなく、その分、利用者が増加したものと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続き浴場のみの利用とさせていただいております。

次に、42ページから44ページの第5目 医療対策費であります。福祉医療として、老人医療費のほか、子ども医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害老人等医療費、精神障害者医療費の各助成、未熟児養育医療費の給付を引き続き行い、それぞれ対象者の医療費負担の軽減を図りました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は見られますものの、昨年度減少しておりました子ども医療費やひとり親医療費等におきましては、前年度の実績を上回っているところでございます。

次に、45ページの第6目 人権対策費です。人権問題の啓発、職員研修などに要する費用について支出しました。人権講演会の開催や、町内公共施設での啓発物品の配布など、人権啓発活動に努めるとともに、市町村啓発連協をはじめ各種人権研修に参加をしております。令和3年度では、差別をなくす町民集会及び街頭啓発につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止をしておるところでございます。

次に、46ページから51ページの第7目 障害福祉費であります。障害者への各種福祉サービスや障害者総合支援法に基づく給付、各種団体への補助などに要する費用について支出いたしました。はじめに、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進では、手話通訳者を役場と生き生きプラザ斑鳩に継続して配置したほか、リフト付きバスの運行では、その利用者数は対前年比210人増の408人となっています。また、障害者

の移動支援では、対前年比23人増の93人に674件のサービスの提供を行いました。

次に、48ページ中段からの障害福祉サービスの充実では、各種障害者団体に助成するほか、障害者介護給付・訓練等給付費の支給など各種障害福祉サービスにかかる給付などを行いました。次に、51ページ、障害のある子どもへの支援の充実では、療育教室を開催するほか、障害児福祉サービスの支給などを行ったところでございます。

次に、52ページの第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。ふれあい交流センターいきいきの里の維持管理、運営に要する費用について支出しております。令和3年度の入館者数は、前年度と比較して5,839人増の20,688人となっております。ふれあい交流センターにつきましても、令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、約2か月間休館をいたしました。令和3年では度臨時休館はなく、その分、利用者が増加したと考えているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引き続き浴場のみの利用としたうえで、利用者の範囲につきましても町内在住、在勤、在学者に制限をしているところでございます。

次に、53ページの第9目 介護保険事業繰出費であります。法令に定める介護保険事業特別会計への繰出しとして、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分、介護保険業務に関する職員給与費及び事務費、また介護保険低所得者保険料軽減に要する所要額等を支出をいたしました。

次に、54ページの第10目 総合保健福祉会館管理運営費であります。総合保健福祉会館の維持管理、運営等に要する費用について支出しております。令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防の集団接種を行うにあたり、貸館の利用制限を行いながらの実施となりましたが、利用者数は前年度と比較をして45,581人増の99,107人となっております。

次に、同じく54ページの第11目 後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療広域連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金として支出しました。はじめに、後期高齢者医療への支援では、後期高齢者医療の運営に必要な事務経費のほか、保険料の均等割軽減分等を補うために必要となる県及び町の負担分を、後期高齢者医療特別会計に繰出したいたしました。次に、療養給付費負担金では、広域連合が行う給付等に係る費用について、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を広域連合に支出しているところでございます。

次に、55ページ、第12目 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費でござ

います。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付に要する費用について支出をしております。給付世帯数は2,319世帯、給付総額は2億3,190万円でございます。また、予算現額のうち、8,285万9千円につきましては、令和4年度に予算を繰越しているところでございます。

次に、56ページから64ページの第2項 児童福祉費であります。はじめに、56ページから59ページの第1目 児童福祉総務費では、職員の人件費、各種児童福祉サービス、子ども家庭総合支援拠点の運営、私立保育所の運営支援、病児保育事業の実施、幼児教育・保育無償化の実施、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業の実施、児童虐待対策の充実などに要する費用について支出をしております。

56ページ、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援では、産前産後ヘルパーの派遣として、妊娠中や出産後の体調不良等により、家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣する事業を実施するほか、令和3年4月から、生き生きプラザ斑鳩内に、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員、公認心理士等による専門的な相談支援援助を行いました。

次に、57ページ、多様な保育サービスと受け入れ体制の充実では、私立保育所の運営支援として、町内の私立保育所に対し、保育士等への処遇改善に要する経費や、ICTを活用した保育業務の効率化に必要な経費等について補助金を交付するほか、認定こども園の整備として、斑鳩西幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として再構築することとし、プロポーザルによる事業者選定を行い、令和6年4月開園に向けて調整を行ったところでございます。

また、子育てしやすい環境の充実では、つどいの広場やファミリー・サポート・センターの運営を行い、地域ぐるみで行う子育て支援の環境整備を進めました。

次に、59ページから61ページの第2目 保育園費であります。職員の人件費、保育園の運営、施設の維持管理、保育園地域活動、民間保育所の開所支援などに要する費用について支出をしております。はじめに、多様な保育サービスと受け入れ体制の充実では、町立保育園において、新型コロナウイルス感染対策に努めながら、通常保育を行いました。また、増加する保育ニーズに対応するため、町立たった保育園の会議室を保育室に改修するとともに、61ページ、民間保育所の開所支援として、令和4年4月に開所した小規模保育所の整備に向けた支援を行ったところでございます。

次に、61ページの第3目 児童保育費であります。多様な保育ニーズに対応するため、町内の私立保育所や町外の私立・公立保育所等に入所を希望する児童の入所を委託

したものでございます。

次に、63ページ 第5目 児童手当支給事業費であります。児童手当の支給に要する費用について支出しており、児童手当の受給者は2,126人となっております。

次に、第6目 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童手当及び特別児童扶養手当を受給しているひとり親世帯以外の子育て世帯等に対し、児童一人につき5万円の給付を行いました。

次に、64ページ 第7目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当の本則給付を受給する世帯の高校生までの児童に対し、児童一人につき10万円の給付を行ったところがあります。また、本給付においては、子育て世帯に収入による差を設けることなく、所得制限により国の給付事業の対象外となる世帯にも、町独自事業として児童一人につき10万円の給付を行ったところがございます。

最後に、65ページ 第3項 災害救助費については、執行はございませんでした。

以上、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管をいたします決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしく審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 37ページの一番上のところですが、避難行動要支援者名簿の運用ということで、何年か前から話がありましたけど、今現在の進捗状況、これからのスケジュールを教えてください。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まず、令和3年度のこの事業の実績でありますけれども、令和3年度につきましては、モデル事業という形で事業を実施いたしました。この事業を実施しました地区はハザードマップの状況より、一番、浸水想定区域等の色の濃いところの地区を選定しまして、在宅の25名の同意者または不同意者に対して作成依頼を行い、実際といたしまして15名の作成ができたところがございます。令和4年度の事業といたしましては、現在ハザードマップの浸水想定区域の一番色の濃い3メートル以上の区域の同意者全員と、0.5メートルから3メートル未満の区域の方で、同意かつケアマネジャー等福祉事業者が担当している方がいる方に、事業所等に委託をし、作成することとしておりまして、現在、名簿更新作業をほぼこの8月末で、例年この時期に更新を行って

おりますので、作業を終え、委託先の抽出作業を行っており、間もなく各担当事業所に作成業務の委託をお願いし、順次作成してまいりたいと考えているところでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 この計画は、希望者、申請しないところも含めて希望者はいつくらいまでに完了の見込みでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 希望者といえますか、町といたしましては、まず同意をされてる方、情報提供の同意をされてる方、現時点では8月末で343名いらっしゃるんですけども、それを3年間計画で令和4年、5年、6年の3年間で何とか作成をしていきたいということで進んでおります。以上です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。豪雨とか、それからいろんな災害がいつ起こるかわかりませんので、なるべく早く完了するようにお願いしたいと思います。

それから次に38ページ、まん中の包括的支援体制の構築ということで、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー設置しまして、はざまの方を支援するというところで、これはいい制度だと思うんです。どこにも目を向けてもらえない、はざまの人を支援するということです。今現在、どのような、教えていただける範囲内で、何名くらい、何世帯くらいというか、どのような状況なのか教えてもらえないでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 包括的支援体制の構築の事業として、令和3年度の実績ということでお答えをさせていただきたいと思います。令和3年度の包括的支援事業の実績でございますけれども、新たに社協内にコミュニティソーシャルワーカー1名を養成し、その基盤づくりに努めたところでございます。生活不安や困窮の相談等の個別相談件数といたしましては194件受けってもらっていただいています。要援護者対応状況として、フードレスキューであれば18件の件数がございます。地域活動への参加協力といたしましては、小地域福祉会との活動相談等53件、また生活支援サポーターの養成も行っておりまして、それは3地区でございます。これらの活動を通しまして、今後も制度のはざまにいる人に必要なサービスをつなぐための包括的な支援体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 1名で194件の相談を受けられて、そのほかにもいろんなことをやられて

るということですが、1名でそんなに対応できるものなんですか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度に養成した者が1名でありまして、ほかの者もすでに令和2年度までにも受けてもらっておりますので、基本的には社協全体としてとお考えいただけたらと思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 社協には数名いらっしゃいますけども、全員で手分けしながら相談を受けたり、それからフードレスキューだったりということをやっているということによろしいでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 そう認識いただいていると思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 私の認識がちょっと違ってましたけども、要するにはさまざまあって、どっちに相談に行っても満足できない、こっちもこっちも問題があって、それを総合的にコミュニティソーシャルワーカーがまん中に入ってつなぎ合ったり、こうやっているというふうに認識しておったんですけども、そういうことではなかったのかな。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 住民さんは高齢者の相談でありますとか、お子様の相談であるとか障害者の相談であるとか、基本的には各社協、そういった社協の場ではなくて、行政の場に相談されたりすることになると思います。そのとき、やはり相談を受ける中で、これははざま的な方がいらっしゃる場合もありますし、それぞれの担当で違うところの相談を受けることもあります。そういったときに、こういったCSWといいますか、社協とも連携して一緒に対応していくというふうにお考えいただけたらとも思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。では、担当課がばらばらであって、生活困ってる、子どものこともある、いろんな問題がある、それを担当課だけでやると全部カバーできないので、その間に社協が入って、それで例えばAさんという人がおったら、こっちもこっちもつないで、各町の担当課をつないで、Aさんを支援していくというふうなことによろしかったですね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この包括的支援体制の構築、そういった横ぐしの部分が非常に重要です

ので、いろんな担当、担当課をつなぐ役割というのも当然持ってますので、当然はざまにある方を中心に対応していくんですけれども、そういった連携というものも担っていただいております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 すみません、そういう方をつないでる人数というのか、ボリュームというのか、どのくらい、Aさんがおって、つないでます、Bさんもつないでます、Cさんもつないでますね、それはどのくらいのボリュームでつながってるのかなど。

○横田委員長 暫時、ちょっと休憩いたします。

(午後 2 時 0 7 分 休憩)

(午後 2 時 1 1 分 再開)

○横田委員長 再開いたします。

中原福祉課長のほうから、簡潔にちょっとお答えいただけますか。 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この包括的支援事業ですけれども、基本的には社協が相談を受けましたら、そこでその制度のはざまにある方についてはそこで対応されますし、ほかの課と連携等必要な場合は、その福祉の行政の担当課につないでですね、担当課がそれぞれまたサービス等を提供していくという形になります。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 成果報告書の資料編の 39 ページ、老人クラブの活動支援ですけれども、これまでも何回かお尋ねはされている方もいらっしゃるんですけども、老人クラブの会員数がどんどん減っていくということで、何とかならないかという議論をしてきてると思うんですけども、町のほうとしてもなかなか打つ手はないなと思うんですけど、本編の 20 ページで、目標を立てて増やすということで進めらてるんですね。午前中総務部のところで、自治会加入の問題で、こちらも苦労しながら、よその自治体のとりくみなんかをいろいろ学んで、工夫もされてますんでね、何とか担当課として老人クラブさんのほうの支援ができるような体制というか、とりくみを考えられないかなと思ひまして。現状では何か支援ができるようなとりくみというのは検討されてるんでしょうかね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 老人クラブの会員や老人クラブ数が減っていることについてのご質問でございますけれども、今までの委員会等でもご説明しておりますとおり、このいろんな社

会的な背景によって老人クラブ数、員が減少しているところに、特にここ令和2年度からコロナが始まりまして、活動、それぞれのクラブが非常に活動ができないというか、自粛をされておりました、それが会員数でありますとか、当然募集もできませんし、クラブ数の減少に拍車をかけてる部分があるのかなというふうには思っております。この目標、令和7年度の目標の老人クラブ員数等も掲げておりますけれども、町といたしましては、当然今行っている活動支援に対しては、当然引き続き実施をさせていただきたいと思っておりますけれども、それぞれ老人クラブも細かくひとつひとつのクラブの活動等もそれぞれで考えてされてますので、ちょっとこの辺り、老人クラブとも協議をして、どういう形で会員数の増とかに向けてやっていくかというのが、ちょっと協議させていただけたらなというように思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、町から補助金も出してるけど、基本的に県の補助金を活用して、もう人数が減ったら自動的に金額が減ってくるという形になってて、なかなか増えない中で、人数が減れば補助金も減ってしまうということで、活動自体も縮小していつてしまってるという状況やと思いますんで、直接だから加入数がいきなり増えるっていうとりくみ、すぐには難しいと思いますけども、やっぱり先進的な自治体なんかも研究していただいて、やっぱりサポート的な役割を町として果たしていけるようにご検討をお願いしておきます。

そうしましたら、続きまして40ページのところで、高齢者優待券の交付をされてまして、これ数字見てますと、減ってる分と増えてる分とあるんですけど、ちょっと傾向を教えてくださいませんか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 高齢者優待券の交付状況での傾向というご質問でございますけれども、令和2年度と令和3年度を比較して見ていただきますと、I C O C Aのみが増加し、C I - C A、タクシー乗車券、優待共通券等が減少しているという状況でございます。これは令和2年度と3年度だけの比較ではなくて、元年度でありますとか、以前からだんだんこの傾向が強まっている状況でございます。この状況から、やはりI C O C Aの利用が高齢者についてもかなり一般化してると思いますので、やはり使い勝手等から、I C O C AはC I - C A、奈良交通のバスも使えますので、そういったこともあってI C O C Aへの交付を希望する方が増えている傾向にあると考えております。

○横田委員長 木澤委員。

- 木澤委員 これ、ここに書いてますように、チャージ方法変わって、たしか3,500円やったのが3千円に金額減ってるけども、I C O C Aを希望される方が多いと。今、課長おっしゃいましたように、C I - C Aの部分もI C O C Aで代用できるという話ですけれど、そういう認識でよろしいでしょうか。
- 横田委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 奈良交通のバスはI C O C Aを使用できますので。
- 横田委員長 木澤委員。
- 木澤委員 それでもC I - C Aを残してるのは、金額がこっちは3,500円で支給できるから残してるということですか。
- 横田委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 そのとおりでございます。
- 横田委員長 木澤委員。
- 木澤委員 I C O C Aが使い勝手がいいということで、それを選ばれる方が多い傾向だというふうに思うんですけども、チャージ方法の関係で金額が減ってしまったということですけど、例えばこれ、C I - C Aをなくしてしまって、I C O C Aのほうで金額を例えば4千円にするとかで、かかる経費を減らして金額に乗せて対応するとか、I C O C Aのほうで代用できるんやったらそういうやり方できないかなと思うんですけど、これはC I - C Aでしか対応できなかつたらC I - C Aでいいと思うんですけど、I C O C Aで対応できるんだったら、住民さんからの要望もあるんで、そういうことも考えられないのかなとちょっと思いましたけど、これは今すぐ答えられへんでしょうけど、ちょっと検討していただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
- 横田委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 額面的にはC I - C Aが3,500円で購入させていただいて、I C O C Aは3千円なんですけれども、I C O C Aの場合コンビニへの手数料等もありまして、そういった経費等を考えると、あまり町が支払いする金額的にはあまり変わらない部分になりますので、経費的にはC I - C Aを、C I - C Aの分をI C O C Aに考えたとしても、金額的、支出金額的にはあまり変わらないのかなというふうには思っております。
- 横田委員長 木澤委員。
- 木澤委員 またちょっと一回調査してみてください。お願いしときます。
- 横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。
- 木澤委員 同じく40ページのところです、自動車誤発進防止装置、これ利用という

か助成件数2件ということですが、たしか国の制度との関係で、町の利用件数が減ってるんだという議論を以前させていただいたことがあると思うんですけど、これ、国の制度との関係で言うとどう見たらいいんでしょうかね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 国の補助制度につきましては、令和3年の11月までございました。令和3年の、その補助制度あるまでは令和3年度においても町の実績はゼロ件で、その補助制度が終わった後、年度内に2件の申請がありましたので、やはり国の補助制度が終わって町の利用されてる方が、まだ2件ですけれどもあったということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 国の制度が終わって、3年の11月から以降で2件ということですが、その後もこの制度は町としては続けてやっていたという認識でいいですね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この制度につきましては、3年間の延長を行っておりますので、6年度末まで事業実施予定でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 近年ね、やっぱり自動車の誤発進が大きな事故につながってるということもありますので、できるだけやっぱり多くの方に利用いただけるようにというのと、とりあえず6年度まで延長ということですが、また状況を見てその後についても検討していただきたいと思いますのでお願いします。

続きまして46ページですが、遠隔手話サービスの導入ということで、コロナ禍の下でもタブレットとかスマホを通じて手話の通訳を遠隔でサポートできるようにということで導入された制度ですが、利用者はどうやったんでしょうかね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度につきましては、導入事業ということで導入のみとなっております。令和4年度からは活用させていただいているところですが、こういった手話が必要な方がコロナ等の感染とかされておらないので、必要なときに手話の派遣、派遣事業のほうで対応を今までどおりできておりますので、こちらのサービスのまだ利用はない状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 派遣で対応できるというのが、距離が近いからそれで対応できてるのかなと思うんですけども、というふうに理解してるんですけど、これを使うような状況という

のは、遠方の方ということでもいいんでしょうかね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この事業の導入のきっかけというのが、コロナの対策でありまして、例えば病院に行くとき、手話が必要な方がコロナの陽性になってるので、こちらの手話ができる者を派遣したら、やっぱり感染のリスク等ができてしまうので、このサービスが導入されましたので、基本的には遠隔とかではなくて、通常の日常のサービスの中でという形でお考えいただけたらと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ちょっと誤解してました。そうすると、派遣で対応できてるということはコロナにそもそもかかってないよということですね。実際にコロナにかかったときに、これの申請方法とか、当日遠隔操作を本人がせなあかんのですね、タブレットとか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 対象者というのはある程度限られておりますので、こちらからもそういった対象の方にはこういったサービスができるよというご案内をさせていただいておりますし、スマホでできますので、そういったアプリをダウンロードしていただければ簡単にできるものですので、そう難しくはないのかなというふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、操作が難しかったりとか、この制度のこと自体知らないのかなと思ったけど、そういうわけではないんですね。コロナに、そういう対象の方が感染まだされていないということで、理解しといたらいいですか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 そのとおりでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。続きまして、50ページの障害者相談の支援のところ、ちょっと数字見てますと、サービス利用者が2年度から3年度にかけて増えてるのに、サービスの利用件数が減ってるんです。これはどういうことなんでしょうね。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 障害者相談の支援で、利用者数が令和2年度と令和3年度を比較しますと、利用者数が増えてるのに利用件数は逆に少し減ってるよということに対してのご質問でございますけれども、基本的に、特に特段の理由があるというわけではないです。ただ、単純に1人当たりの相談件数が少なくなってるという事実になりますので、これ

から考えられることとしましては、1人の方がやはり非常に何回も何回も相談する方というのがやっぱりたまにいらっしゃいます。そういった方の利用が令和3年度が少なくなっているとか、令和2年度に相談を来られてた方等が多く、何らかのサービスにつながって、相談する件数が減ったとか、様々な理由が考えられると思うんです。そういった結果として、こういった数字になったというふうにご理解いただければと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 特にこれといった理由はないけども、傾向というか結果から見てそういう原因じゃないかということですね。何も問題がないんやったら、別に構いませんので。

そうしましたら次、資料編の54ページですけども、いきいきプラザ、総合保健福祉会館。会議室、視聴覚室の利用ですけど、これ見てますと令和2年度のほうが利用制限あって、3年度のほうが開館してるとき、日数的には多いかなと思うんですけど、利用件数が減ってるのはどういうことかなと思ひまして。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 3年度は、予防接種のほうが5月から集団で実施しておりまして、貸館の部屋の利用は、こちらのスタッフですとか来ていただいている方の控室等で取っておりますので、その辺で一般の方の利用の制限というよりは、本当にもう集団でこの貸館を全部使ったというような状況でしたので、こういった状況になっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。続いて56ページのマタニティ・子育てタクシー利用料金の助成ですね。これは制度できて何年か経っていると思うんですけど、以前から利用の状況が少ないということで利用しやすいように改善していただいていたかなと記憶ではそう認識してるんですけど、改めて3年度に向けてまた利用件数が減ってるんですけど、まず私の認識がそれで合ってるのかどうかと、その利用の状況について教えてもらえますか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 おっしゃるとおり、令和2年4月から用途を限定しないということで、当初は健診ですとか出産のときというふうに用途を限ってたんですけども、お子さんいらっしゃる方でしたらどういうときでも使っていただけますよということで、令和2年度から用途を撤廃しまして、令和元年度、用途制限をしているときは6件だったのが令和2年度で21件に増えております。令和3年度は16件という利用だったんですけども、若干12月頃までは同じぐらいで推移はしてきてたんですけども、1月以降オミクロン株等の影響もありまして、ぱたっとそこから利用が減っている関係も

ありまして、令和3年度若干減ってるんですけども、利用のほうは令和2年度と同じぐらいの水準というふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 3年度の当初ですね、予算見ると20万7千円組んでるんですけど、2年度の実績が21件であったのに対して、予算組むときはどういう組み方されたんでしょう。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 令和2年度の当初予算については、50人分計上してありまして21人ご利用されたということでしたので、令和3年度につきましては人数30人分ということで計上させていただいております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 一応実績見て予算は組んだけども、思ったより伸びなかったというのは最終結果ということですね。コロナ禍で利用が減ったということなので、コロナの状況、この先どうなるか分かりませんが、解消していけばまた利用人数増えていくというふうに見込んでいるということですね。そういうふう理解しておきます。

そしたら次、57ページのところの、ここで聞くのがいいか分かりませんが、幼児教育・保育無償化の実施というところで、当初予算よりも執行額が大きく増えてきてるんですけど、当時幼保無償化の中で、国が示してきた負担ですね、今、何年かたって、当初国が言うてるような財政措置がきちっとされているのかどうかというのと、予算超えて執行されてるものがどんなのかというのを教えてもらえますか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 すみません、予算を超えて執行しているというところにつきましては、幼児教育・保育無償化の実施のところで。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時33分 休憩)

(午後2時34分 再開)

○横田委員長 再開します。 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 こちらの当初予算と執行額の違いにつきましては、子育て支援課で計上している予算というのは、認可外保育の施設を使われる方の無償化分だけを予算化させていただいております。当初、予算のときにはお一人利用ということで実績ベースで組んでたんですけども、途中で補正予算組ませていただきまして、3名の利用分を組ませていただいたということで、当初予算と決算額の差が生じております。

最初のご質問の、財政措置の件なんですけれども、地方交付税措置ということで示されておりますので、内訳についてはこちらのほうで詳しくはわからないということで、申し訳ございません。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 財政措置については、本来財政関係のほうで質疑すべきところやったかなと思います。また、担当課行って確認します。そしたら続いて、58ページのファミリー・サポート・センターの事業の実施ですけれども、成果報告書の本編では14ページですけれど、利用者増えてると、ファミリー・サポート・センターの会員数が62人ということで書いてまして、あと子育てサポーターの育成ということで、こちらがゼロになってるんですね。それとの関係をちょっと教えてほしいなと思ひまして。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 まず、子育てサポーターの育成というのは、ファミリー・サポート・センターの提供会員を増やすために実施している事業なんですけど、予算の執行がゼロというのは、こちらの予算については受けられる方が小さいお子さんがいらっしゃって、託児を利用されるときに託児費用を町で負担してございまして、その分を計上してございまして。令和2年度は託児の利用があつたんですけれども、令和3年度は託児を利用される方というのがいらっしやらなかつたというだけです。ファミリー・サポート・センターの提供会員につきましては、令和3年度62名なんですけれども、令和元年度から見ますと8名増えてございまして。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ、ファミリー・サポート・センターの会員さんっていうのは、ゆりかごさんのことと理解していいんですか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 もともとゆりかごさんの会員だつた方が、全員ファミリー・サポート・センターの会員に入つてくださったんですけれども、今はゆりかごさんには入らないけれども、ファミリー・サポート・センターだけの会員をとつ方もいらっしやいます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともこのファミリー・サポート・センター事業の理念というか目的として、協力したい方の会員さんを増やすということなので、だからゆりかごさん以外でそういう方が増えていってるとついで、事業としては成功というか、順調に進んで

るというふうに理解していいですね。わかりました。

続きまして59ページですけど、児童虐待対策の充実というところで、訪問回数は12回ということで出していただいているんですけど、把握されている児童虐待の件数と傾向、特にコロナ禍の中で広がっているという、全国的にそういう状況があると思いますけど、斑鳩町内ではどうなのかという、そのへんも教えていただけますか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 特にコロナの影響で広がっているといったような感覚は、相談等の内容を聞いていて感じはしないんですけども、件数としては増えてる傾向にはあります。令和3年度、要保護児童対策地域協議会、ケース管理を行っている件数は105件です。令和2年度が92件でしたので増加しておりまして、5年前と比較しても50件程度増えている状況になっています。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 件数は増えてるけど、増えてる、あまり感覚はないというのはどういうことなんでしょうか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 増えている原因が、コロナではないということです。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、その原因というのは、どういうところにあるというふうに見てはるんですか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 やはり、保護者もそうですし、一般的に児童虐待ということが認識されてきたというところもあると思います。これまでは親がけんかを、夫婦げんかをして、それを子どもが見るというのは虐待というふうに以前は捉えてはいなかったんですけど、そういった面前DVということも出ているように、虐待と捉えるというところが伝わってきているというのが、件数の増加にあらわれているのかなと思います。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 件数が増えてきているということで、体制的に対応できるのかなという心配はあったけど、別に実際の案件が増えてきているというわけではないんですね。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 実際に対応する案件ももちろん増えておりまして、それに合わせて体制のほうも令和3年度から、子ども家庭総合支援拠点を設置しまして、専門職、保

健師が2名と、あと臨時ですけれども心理相談員を配置していただきまして、強化には努めております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。やっぱり傾向として増えていくということであれば、その都度やっぱり必要な体制を構築していただいて、対応にあたっていただきますようお願いいたします。

そしたら続きまして、同じページの子ども食堂の支援なんですけども、助成件数ゼロとなっておりますけど、もともと協働のまちづくりのほうで採択されて、子ども食堂をされていたと思うんですけど、あれはもうその支援の対象になっていないのか、実際には運営されていないのか、そのへんも教えていただけますか。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 おっしゃるとおり、子ども食堂1件運営されておりました、事業の対象にもなっております、団体さんにもお声がけはさせていただいたんですけども、本来の子ども食堂の形をコロナの影響もあって取れていないということで、お弁当を配布するという形で今実施されておりました、特に寄附金ですとか、これまでの経費等々でやりくりできるということで、町の補助金については令和3年度は必要ないということで執行しておりません。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 団体さんがそうおっしゃるといふこと、辞退されてるといふことなんですけど、申請すれば対象で交付はできるということなんですね。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 そのとおりです。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 実際に1件あるのと、あとやっぱり増えていってほしいという思いもあってこの制度をつくっていただいているかと思っておりますので、またそちらのほうについても働きかけのほうよろしく願いいたします。

続きまして成果報告書資料編の61ページの保育園のほっこりサロンですね。たつた保育園で60人参加されて、開催されてるといふことなんですけど、開催されたのは1回なんですかね。そうか複数回開催されて、ずっとたつたのほうでやっておられるといふことなんでしょうかね。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 当初、ほっこりサロンについては、保育園でやり方をそれぞれ考えて、保護者が集まっていた環境をということで、月に1回等とかで実施をされておりました。たつた保育園については、お部屋に入ってというよりは、お迎えに来られたときに園庭とかで子どもさんをちょっと遊ばせておいて、その間に外でおしゃべりしましょうという形で、コロナ禍でということでやり方を工夫されて実施をされたということで、たつた保育園だけ件数が上がっております。これは、毎月実施されております。あわ保育園については、集まるというところもありまして、なかなか長時間保育の利用者も多いという状況もありますので、そのあたりについてちょっと園の運営の状況が違うということで、あわは実施をされておられません。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、この数字だけ見て、町のほうで合同でやってくださいというふうに言わはったのかなと思ったら、そういうことじゃないということですね。コロナの中で、コロナ感染にも気をつけながらということですけど、やっぱりそうした保護者同士の交流というんですかね、非常に子育ての中では必要なことだというふうに思いますので、これも予算どれぐらい使ってはんのかわかりませんが、できるだけやっぱり町としての支援をしていていただきたいと思いますので、お願いします。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 奥村委員。

○奥村委員 手話奉仕員の養成ということで、47ページですけども、令和3年度は7人の方が養成講座を修了されたということで、広報にも私、見たように思うんですけど、載ったように思うんですけど、楽しそうに内容を考えてやっておられたように思うんですけども、これまたこの修了者の方が何か町のそういう、手話を必要とされる方のために頑張っていられるとか、そういうことあるんでしょうか。

○横田委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度の手話養成講座の修了者7名でありましたけれども、この方々につきましては、基本的にはこの方々の日常生活の中で手話を習得したいというご希望の方でございまして、ただ今後、こういった方も町のこういったボランティア関係、手話のボランティア関係とかですね、そういった方にいずれ進んでいただけたらと思っておりますので、またそのへんは徐々にこれからこういった方々との協力とかもいただきながら、進めていきたいなと思います。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 私、別に参加してるわけじゃないんですけど、写真見てましたらすごく楽し

そうにしておられたようですので、これからも工夫していただいて、こういう参加者が増えるように、またそういうボランティアの方が増えるように工夫していただいたらありがたいかなと思っております。

次ですけれども、先ほどからの委員の質問と関連するんですけれども、56ページの一番最後のところに、子ども家庭総合支援拠点の運営ということで、子ども家庭支援員、公認心理士等による専門的な相談援助支援を行ったという、あるんですけれども、国のほうとしても子ども家庭庁を創設していくという、とても今、今されてる仕事がとても大事な場所でもあるし、大事な働きを今斑鳩でやっていただいていると思うんですけれども、この支援員さん、心理士さんというのは何名いらして、どれぐらいの単位で専門的なそういう相談援助を行っておられるのか、わかる範囲で結構です。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 子ども家庭支援員につきましては、正職員の保健師と看護師が1名ずつおりました、奈良県で実施されている研修を受けて対応しております。公認心理士につきましては、週1回来ていただいて、主に保護者の方の心理相談等を担当していただいております、心理相談につきましては、昨年度1日あたり3件から6件の相談を受けておりました、全体では41件、あと保育園等への巡回相談ですとか、ケース会議などに参加していただいているという状況になっております。

○横田委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。大変な仕事をやっていただいているんだなというの思いますけれども、子ども家庭庁が国をつくるに当たって、今課長が担当されているその場所が、いわゆる重責というか、いろいろ役割とかも大変になってくるのかなと思ったりするんですけれど、そのへんはどうなのでしょう。

○横田委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 令和6年4月に法改正が行われまして、今、子育て支援課にあります子ども家庭総合支援拠点と、健康対策課、保健センターのほうにあります子育て世代包括支援センター、この2つの機能を一緒にして、子ども家庭支援センターというのをつくりなさいということで、新たに示されているんですけれども、それは市町村によって、今の場所でその機能を持たせてという形でやっていってもよいということになっておりますので、その辺りにつきましてはまた来年、これから来年度にかけてどういう体制を取っていくのかというのは検討していかなければいけないと思っております。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。

ここで3時10分まで休憩いたします。

(午後2時51分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○横田委員長 再開いたします。

次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 それでは、第4款 衛生費の決算の概要につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

主要な施策の成果報告書資料編の66ページから102ページでございます。

はじめに、66ページ、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費であります。

職員の人件費のほか、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の運営、生駒郡地域外来検査センターの運営などに要する費用について支出をいたしました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症予防接種をすすめるため、新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口を設置し、予約受付から接種に関する相談を行う事務職、及び、集団接種会場でワクチン接種等を行うための看護師を雇用いたしました。

次に、67ページから71ページの第2目 感染症予防費では、各種予防接種に要する費用について支出いたしました。感染症の発生とまん延及び罹患後の重症化を予防するため、各種予防接種に要する費用について支出をしております。高齢者インフルエンザ予防接種や子どもの四種混合予防接種などの定期予防接種をはじめ、町単独事業として、子どものおたふくかぜワクチン予防接種などの任意予防接種に係る費用の一部を助成しております。令和3年度からは、特例臨時接種として、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にとりくみました。

次に、69ページのヒトパピローマウイルス感染症予防接種の実施では、積極的な接種勧奨の差し控えが継続されているなか、ワクチンの効果や副反応について、正確に理解されたうえで希望者は定期接種として接種できることを対象者に案内することとなり、令和3年度は、標準的接種時期である、中学1年生から高校1年生の女子に対して、リーフレットを個人通知いたしました。また、令和3年11月には、積極的な接種勧奨が再開されたこともあり、接種者が増加しているところでございます。

次に、71ページの新型コロナウイルス感染症予防接種の実施では、集団接種として保健センターで、1・2回目の初回接種を、令和3年5月15日から開始し、3回目接

種は、令和4年2月5日から実施をしております。さらに、町の集団接種会場の他にも、町内の医療機関で個別接種を実施し、ワクチン接種を希望される全ての方が接種できるよう接種体制の整備に努めました。

次に、72ページから78ページの第3目 母子衛生費であります。乳幼児健診、一般不妊・不育治療費の助成、妊婦健康診査、子育て世代包括支援センターの運営などに要する費用を支出をいたしました。妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関するワンストップ拠点となる、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行ったところでございます。72ページから73ページの乳児健診の実施をはじめ、1歳6か月児や3歳児健診の実施では、経過観察が必要な乳幼児に対し、保健師が関係機関と連携を図りながら支援に努めました。次に、75ページの妊婦健康診査等の実施では、健康診査の費用を妊婦一人あたり15回分助成するとともに、令和3年度から多胎妊婦の健康診査の回数が単胎妊婦に比べて多くなることから、その費用の自己負担分の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図りました。

次に、79ページから85ページの第4目 健康増進事業費であります。健康診査、各種がん検診、脳ドック健診の実施などに要する費用について支出をしております。健康診査の実施では、医療保険者等が行う健診を受診できない人の健診を実施をしております。また、大腸がん検診や胃がん検診をはじめとする各種がん検診につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を避けるなど、受診者の人数制限を行いながら受診環境の確保に努めたところでございます。

次に、83ページから84ページの健康教育の実施では、生活習慣病予防に係る各種教室を、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら内容を変更し実施をいたしました。

次に、高齢者健康診査の実施では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施をしております。次に、85ページの骨髄移植ドナー支援事業の実施では、令和3年度から、骨髄移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血管細胞を提供した人に対して助成金を交付する事業を始めたところでございます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施では、高齢者が抱える様々な健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支え健康寿命の延伸につながることを目的に、健診及び医療未受診者に対して、健診の受診勧奨を行うとともに、医療機関と連携し周知・啓発に努めたところでございます。

次に、86ページの第5目 狂犬病予防費であります。狂犬病予防法に基づく犬の登

録及び狂犬病予防注射済票の交付等を行ったところでございます。令和3年度では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、例年どおり5月に実施をしております。

次に、第6目 火葬場費であります。火葬場の維持管理・運営に要する費用について支出をいたしました。令和3年度では、火葬炉内の耐火物の打替えやセラミックウールの張替え、集塵機のオーバーホールなどを行ったところでございます。また、火葬場敷地内北側の樹木の剪定や、ガス事業法に基づきますガス工作物点検を実施をしたところでございます。

次に、87ページから89ページの第7目 環境対策費では、環境保全推進委員活動の支援、飼い猫不妊手術費の助成、竜田川流域生活排水対策推進会議の運営などに要する費用について支出をいたしました。はじめに、循環型社会の推進では、日々深刻化する地球温暖化に対する家庭でのとりくみ啓発事業として、町内各小学校4年生から6年生を対象としたエコいかるがキッズを実施し、実践報告を提出いただいた206名の児童に対し認定証を交付をいたしました。

次に、環境保全対策の推進の内、87ページの環境保全推進委員活動の支援では、第13期目となります環境保全推進員を委嘱し、身近な環境問題の解決に向け、草の根的な活動を展開していただいたところでございます。

次に、89ページの地域猫活動に対する支援では、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくすため、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業の協働登録を行い、飼い主のいない猫を適切に管理する活動である地域猫活動に対する支援として、無料不妊手術チケットを交付し、67件の不妊手術を実施をしたところでございます。

次に、空き地の適正管理では、斑鳩町空き地の適正管理に関する条例に基づき、延べ89件の指導助言、また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、延べ85件の指導助言を行い、良好な生活環境の保全に努めました。

次に、90ページから102ページの第2項 清掃費であります。はじめに、90ページの第1目 清掃総務費では、職員人件費や美化推進に要する費用について支出をしております。令和2年度に引き続き、令和3年度においても、毎年、春に実施をしておりますクリーンキャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止をいたしました。

次に、本ページから101ページの第2目 塵芥処理費であります。リサイクル処理

やごみ処理の委託、ごみ減量化の推進、バイオマス利活用の推進、ゼロ・ウェイストの推進などに要する費用を支出をいたしました。はじめに、循環型社会の推進では、ごみのゆくえ見学ツアーを始めとした様々な意識啓発事業について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部中止した事業もございますものの、資源物集団回収の奨励や、生ごみ処理機購入に対する奨励金交付事業など資源化処理の充実に努めたところです。また、事業系ごみ減量化の推進をはかるため、事業系可燃ごみの組成調査の実施や搬入時における展開検査の実施、事業所訪問指導などを行い、分別の促進や適正処理に向けとりくんだところでございます。次に、99ページのごみ排出量の状況では、令和3年度の本町のごみ排出量の状況は、住民一人1日あたり対前年比、16g増の729gとなりました。また、ごみ資源化の状況は、対前年比、1.1ポイント減の55.7%となったところでございます。排出量の増加、資源化率の減少の要因といたしましては、コロナ禍の状況から家庭での飲食機会の増による家庭系廃棄物の増加や、事業活動の平準化による事業系廃棄物の増加によるものと考えております。

次に、環境保全対策の推進では、101ページのごみステーションの整備として、6自治会7箇所のごみステーションの整備を行うとともに、集積所における排出ごみのカラス等の被害を防止するため、配布基準をクリアする自治会に対し、折りたたみ式簡易ボックスを配布し、自治会負担の軽減及び集積所における衛生面の向上など維持管理に努めたところでございます。

次に、102ページの第3目 し尿処理費であります。職員の人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の収集、し尿汚泥の処理などに要する費用を支出をしております。

はじめに、鳩水園の運営では、鳩水園の適正な施設運営に努めるとともに、鳩水園処理水の県流域下水道への接続に向けとりくみ、年度内での事業完了が難しいことから、令和4年度に予算繰越を行い対応したところでございます。

次に、し尿汚泥の処理では、処理工程から発生するし尿汚泥について、環境負荷の低減を図るため、資源化処理に努めたところでございます。

以上、第4款 衛生費の決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただけますようお願いを申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けします。
齋藤委員。

○齋藤委員 67ページの日本脳炎予防接種実施が、令和3年度が25.7と、令和2年度に比べて半分近くになってますけども、これはどういう理由か教えてもらえますか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 日本脳炎の予防接種の接種率なんですけれども、こちらの日本脳炎のワクチンにつきましては、令和3年度に全国的にワクチンの製造に問題が生じまして、ワクチンの不足が生じました。その影響で接種率が下がっている状況です。あと、こういったことから、国のほうではこの接種勧奨についても令和3年度で実施期限が来る未接種の人にのみ接種を勧奨して、それ以外の方は次年度に勧奨するよというふうな、国からの指導もございましたので、接種される方が減ったという状況になっております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ということは、令和4年度に接種が進んでいるということで理解してよろしいわけでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 令和4年度のほうは、ワクチンの供給量のほうが順調に来ておりますので、今のところは実施できている状況です。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に、71ページの新型コロナウイルスワクチンの接種の実施につきまして、5歳から11歳のところが5.8%、2回目が5.8%ということで、少ないですけども、これが原因で保育園とか若い方が感染にかかっている、これを上げればもっと感染が、斑鳩町が多くなって住民から言われるんで、これが減っていくということではないでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 こちらの資料のほうに載っておりますのが、4月4日の時点での接種状況ですけども、今、7月末現在で5歳から11歳の方の2回接種を終わられている方の接種率が14.8%となっております。この接種率に関しましては、県の2回目の接種率の10.8%に比べますと、町のほうがやや上回っているかなという状況になっております。どうしてもこの小児の接種というのが、やはり状況がまだ見えにくいという中での開始となりましたことと、あと努力義務の適用がなかったために、接種率が伸びなかったのかなというふうに考えております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。県よりも高いということで、それが親御さんが理解を示してくれたのか、もしくは、という形で理解していいのか、それとももっとこれが、まだ理解が示してくれる親御さんがいらっしゃらないんで、もうちょっと伸びていくと

というような予想というか、そういうので理解していいものか、どんなものでしょう。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 やはり予防接種のほうは、最終的には保護者の方が判断していただいて、接種の有無も決めていただくということになりますので、町としてはやはりこういった接種の判断に必要な情報の提供ということで、皆さんに考えていただけるというものをお伝えしていくことが必要かなというふうに考えております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。親御さんが判断しやすいように情報を出していただいて、正しいというか、親御さんがしっかりと子どもさんのために理解して接種するかしないか、そういうことで引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、89ページです。空き地の適正管理というところですけども、空き地に草生えてるとかごみ捨てられてるとかって、もうしょっちゅう住民さんから連絡ありまして、またかというふうに思ひうんですけれども、この実施状況を見ますと、空き地の台帳登録が79、延べ指導件数が89ということ、これを見ると10件の差があるから、10件に対しては指導助言が2回されてるということで理解していいんでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この空き地の台帳登録件数の79件でございますけれども、このうち実際に現場を見させていただいて、適正な管理をされている場合は、そういった指導助言は行っておりません。そして10件、指導助言89件との差の10件ですね、これが2回というわけではございません。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 台帳に載ってても、適正に管理してれば指導も助言も何もしないからということですね。ということは、2回、3回という方が10件以上あるということですけども、勧告、命令というのがゼロとなっておりますけれども、草というのはだいたい1年間、春に伸びて、それでまた秋になったら枯れてしまう、また次の年にまた春になったら伸びて枯れてしまう、1年間、秋まで待ったらもう枯れてしまうんで、ずっと住民はそれを見て、嫌だな、何とかしてほしいなと思ひながら、また秋になったらまた減る、そしてまた春になったらまたなるということですので、要するにもうサイクルが1年ですので、同じような状況、去年もあつた、一昨年もあつたということだったら、もう指導助言もしなければなりませんけれども、勧告、命令、そこまでいってもいいんじゃないかなと思ひうんですけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この適正管理の指導助言につきましては、年2回、6月頃、また8月頃、現場、台帳登録されてる箇所の確認を行いまして、適正に管理されていない土地の所有者、管理者に対して指導助言の通知をさせていただいております。指導助言につきましては、通知後、約1か月間の一応適正に管理をしていただきたいということで、そういった内容で通知をさせていただいております。そのだいたい期間が満了する頃に、再度現場を確認し、対応がされていない場合は再度通知を行うなどを行っているところでございます。この指導助言通知により、実際の現場を当町の職員が見る限りのところでは勧告・命令の通知に至るまでに所有者、管理者のほうで適切に管理いただいておりますけれども、今後も引き続き町内の空き地、空き家の周辺にお住まいの皆さんの、適正な、良好な環境を保持するために迅速な対応に努めてまいりたいというふうには思っております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、1年間のうち秋までにはもう全てきれいになってるということと理解していいのでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 秋までに全てきれいになってるというか、8月、9月、その後1か月見させていただいて、再度通知して、その後また現場のほうに行った際には、刈られておるという状況で、この頃には全てという、ちょっとどこで線引きするかというのは難しいんですけども、当町が今現在、把握しておる登録台帳の管理につきましては、そういった形で適正に指導等によりまして管理をされておるというふうに確認をさせていただいております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました、ありがとうございます。やっぱり、サイクル、指導助言のサイクルも早めていただいて、やはり早い、秋になったらもう完了してるという、1年間ずっと嫌な思いして、秋になったら完了してるというんじゃないかと、もうちょっと何かサイクル早めて、住民が気持ちよく生活できるようなシステムというのか、やっていただきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、90ページですけども、美化推進啓発の充実ということでもありますけども、令和3年度71件、令和2年度69件となっております。私、毎日朝ごみ拾いしてますけども、全然きれいになっていかないんです。どのような啓発されて、71件というの

になってるのか、教えてもらえますでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 こちらの啓発回数でございますけども、週1回処理場の職員によりまして、町内の河川等を中心にですね、環境パトロールということで巡回をさせていただいており、その回数をここに載せさせていただいたところでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 やっぱり、斑鳩町、一般質問でも何回もさせてもらってますけども、やっぱり斑鳩町はきれいなまちでありたいなというふうに思いますので、例えばポイ捨てしないように道路に看板つけるとか、やっぱり目に見える、パトロールしたらごみ落ちとったとかというんじゃなくて、やっぱり目に見える形でもって進めていって、ひとつずつ一步一步、これが駄目だったら次の手段って、これが駄目だったら次の手段とやっていかなかったら、もう前に進まない。一生懸命こうやって啓発活動やクリーンキャンペーンやってもらって、やっていただけてますけども、なかなか変わらない。やっぱりこれは斑鳩町だけで片づける、片づく問題でないと思いますけども、住民が移動してますから、思いますけども、もうちょっと何か一步進んだことをやっていただけて、それでここまでやって、それで結果どうだったか、よかったんだったら続けていく、悪かったらまた別の方法でやっていくというふうな形でもって、やっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 このパトロールにおきましては、そういったポイ捨ての多い場所、不法投棄の多い場所等々は、当課で報告書を基本に分析をさせていただいて、そういった多発場所につきましては、例えば河川となりましたら管理であります県とも協議をさせていただいて、そういった看板の設置等々、現在も対策をしている状況でございます。また、本年度につきましては、監視カメラの移動式の監視カメラというんですかね、そういったものを考えておりまして、そういった場所に監視カメラを設置して、ポイ捨て、または不法投棄の撲滅に向けてとりくんでまいりたいというふうに考えております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そういう、不法投棄とかそういうのもありますけども、道路に、名前言ったらあれですけども、コンビニの食べたおにぎりの殻だとか、ファーストフードの食べた、物を食べて袋に入れてほってる、それからもちろん缶とか瓶とかペットボトルとか、道歩いてるとよう捨てられています。たばこもえらい多いです。要するにそういう不法投棄

とかというところもありますけども、一般の通る町道とかもやっぱりポイ捨てのない、きれいな町でできるようにできないかなと思うんですけども、そういうふうに町民だけではちょっとできない部分もありますけども、一步一步前に進んで、進めていきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 おっしゃるとおり、やはり個々のマナーの問題じゃないかなというふうに考えております。当町では、クリーンキャンペーン、また清流復活大作戦等々、そういったキャンペーンを実施する中で、住民の方々に意識の高揚を図っておるところでもございます。また、あらゆるいろいろな機会を捉えまして、そういったマナーの向上の啓発をさせていただいておりますので、やはり粘り強くそういった啓発を続けていくことが重要ではないかなというふうに考えております。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 では、引き続きよろしく申し上げます。

次にですけども、同じく90ページの資源物集団回収の奨励ということで、登録団体が92の令和3年度、令和2年度も92となっておりますけど、これは集団回収をされてない団体もあるのかどうかわかりませんが、やはりこういうところも、せっかくの資源物ですので、やってないところには勧奨するとか、何か増えていくような対策というのをできないものかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この資源物集団回収、この事業につきましては、自治会のほうに配布をされます自治会の手引きにこういった事業を掲載するなど、この奨励事業制度の周知を図っているところでございます。また、現在地域の事情から集団回収ができないといった自治会につきましては、平成17年度、月1回町のほうにより回収をさせていただいております。そういった事案もございます。また、地域での集団回収などにとりくめないなど、様々な地域の事情や住民さんの事情もございまして、平成27年度から町内の公共施設8か所に、資源にカエル宝箱、そういったものを設置をいたしまして、住民のごみの減量化、資源化、そういったものの意識の向上を図ってきたところでございます。近年、宝箱での回収量でございますけども、増加傾向にございまして、事業に実施をされてない未実施自治会の住民の方々も多く利用されているのではないかなというふうには考えておるところでございます。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 引き続きよろしくお願いします。

次に、97ページです。一番下のところに、可燃ごみ質検査実施状況ってありまして、事業系のごみのみ掲載されておりますけれども、令和2年度から令和3年度に比べて一番下の可燃以外のごみの混入率というのが10.2%ということで、だいぶよくなっておりますけれども、やはり一般家庭からの可燃ごみの混入物というのがどのくらいあるのか、ちょっとわかりませんが、やはり事業系といえどもきちっと分別して、燃えるごみ、燃やさないごみを分けていくように、また引き続きの指導をお願いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 家庭系のごみのそういった組成状況ということでございますけれども、家庭系の可燃ごみの組成調査につきましては、直近では平成29年度に実施をさせていただいております。その際の分析結果でありますけれども、全体の97.6%が可燃性でありまして、残りの2.4%が不燃性であったという状況でございます。事業系のごみにつきましても、令和2年度に比べますと半分以下に、不純物というんですかね、入っておりますけれども、この事業系のごみにつきましても、まだ家庭系に比べますと、まだ分別の徹底の必要があるかなというふうに考えておりますので、今後も引き続きまして事業者への訪問指導なり、また搬入時の展開検査などによりまして、そういった指導を続けてまいりたいというふうに思います。

○横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。引き続きお願いします。

99ページです。二つ目のところに、ごみ資源化の状況ってありますけれども、令和2年度が56.8、令和3年度が55.7ということで、資源化率が下がっておりますけれども、これはどのような状況で下がってるか教えてもらえますでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この資源化率が減少した要因といたしましては、総排出量に占めまらず焼却処理します可燃ごみ、燃やしてしまう、資源に回さないということで、家庭系の可燃ごみが約180トン、また事業系で約34トン、令和2年度より増加した結果となっております。また、家庭系、事業系合わせました資源物の回収量が減りましたので、令和3年度では約34トン、家庭系資源物、事業系資源物は減っておりますので、燃やした分が増えた、資源物が減ったということで、資源化率が減少したということです。

○横田委員長 齋藤委員。

- 齋藤委員 やっぱりコロナの影響で、家で食事をするから可燃ごみが増えてきているというふうな、その影響もあるのでしょうか。
- 横田委員長 東浦環境対策課長。
- 東浦環境対策課長 考えておりますのは、やはりおっしゃられるように家庭で過ごす時間が増えたということで、家庭系のそういったような、増えたと。また、事業系につきましても、令和2年度に比べまして令和3年度につきましては、そういった事業の平準化といいますかね、お客さんも少しずつ戻ってこられたということで、事業活動をされる中で、そういった可燃ごみが増加したというふうに考えております。
- 横田委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 ありがとうございます。引き続き、ごみの資源化、よろしくお願ひしたいと思います。もうひとつ、100ページです。環境パトロールの実施というところで、令和2年度はパトロールの結果366.5kg、令和3年度は129.3kgとなっておりますけれども、これは不法投棄が減ったということで理解してよろしいのでしょうか。
- 横田委員長 東浦環境対策課長。
- 東浦環境対策課長 令和2年度に比べまして、令和3年度は約240キロ減少しております。不法投棄の件数が確かに令和2年度につきましては10件ございまして、令和3年度は5件で、件数は減っておりますけれども、特に排出物、不法投棄の物がですね、令和2年度につきましては洗濯機や冷蔵庫、原付バイク、そういった大型というんですかね、重量のかかる物が多かったということで、そのへんが減少した理由であります。
- 横田委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 これだけ捉えてよくなったというふうに結論づけるわけにいかないんでしょうけれども、その前から比べてやっぱり少しずつよくなってる方向にいったという認識でよろしいのでしょうか。
- 横田委員長 東浦環境対策課長。
- 東浦環境対策課長 ポイ捨て処理の件数では、令和元年度114件ございまして、令和2年度で43件、令和3年度で39件ということで、処理量も減ってきております。ただ、不法投棄につきましては、令和元年度は4件、令和2年度は先ほども申しました10件、令和3年度5件ということで、年度によってはばらつきがございますので、また今後はそういったものも分析しながら、また先ほど申しましたように、そういった重点地区につきましてはパトロール強化等々、対策を取ってまいりたいと考えております。
- 横田委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 やっぱりひどいところには防犯カメラつけるとか、目に見える形で、もちろんさせないようにするというよりも、もうしたらもう捕まえるよという、もっと一歩踏み込んだ形でもって、ぜひ、きれいな斑鳩町にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○横田委員長 ほかに質疑ございますか。 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、成果報告書資料編の67ページですね、高齢者インフルエンザ予防接種の実施ということで、接種率が令和2年度から令和3年度にかけて下がってるんですけども、これも一般質問のほうでも言わせていただきましたけども、やっぱり警戒心っていうんですかね、がちよっとずれてきてしまってるのかなと、住民さんの意識の中で、この間、流行してこなかったんで、そういう認識になってしまってるのかなと思いますけど、実際のところは何か別の原因があったりするんでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 令和2年度のほうはやはりコロナのワクチン接種もまだ進んでいない状況の中で、国のほうは高齢者をインフルエンザのほうを優先的な接種対象として、早期に10月から接種する呼びかけがありました。その影響もありまして、接種率が上がっております。令和3年度につきましては、コロナの予防接種も開始されている中で、国のほうも高齢者を優先接種することを位置づけることはされなかったですので、そういった関係で、流行前の2年度だけが、優先接種というのを位置づけて実施したという関係で、ちょっとこういった接種率になってると考えられます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかれば元年とその前ぐらいも、率も教えていただけますかね。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 令和元年度の接種率は62.3%、平成30年度は59.5%となっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そこから見ると、別にそんな低いわけではないということでしょうけど、もうひとつ気になったのが、一般質問させていただく中で、基本的な対策すればそんなに広がらないという認識での答弁だったかなと思うんですけど、私が最大限警戒するべきだという質問させていただきましたけど、そこで、町との認識の差があるのかなって思ったんですけど、そのへんもうちよっとお聞かせいただいてもいいですかね。国のほうでも、最大限ワクチン確保して、接種していただいて、予防するべきやという姿勢やと思

うんです。町もそういう姿勢で臨んでいただきたいっていう思いで質問したんですけど、次長のほうで、基本的な対策すればそんな蔓延することないですよっていうような答弁されたと思うんです。ワクチン接種そこまで必要ないですよとってはるのか、国としては令和2年度みたいな、早期にっていうことも言ってませんが、私はできたら質問でも言いましたけど、子どもも含めて早いうちから皆さんに打っていただいて、対策すべきだというふうに思っているんです。子どもの分はまだ4年度ちょっと無理ですよということなんですけど、高齢者の方に対しては積極的にやっぱり2年度並みに接種していただけるような、町としての呼びかけをしていただくなり、そうした早め早めに対策をしていくことが必要だというふうに思っているんですけど、そうではないんですかね。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 高齢者のインフルエンザのほうは、定期の予防接種となっておりますので、国のほうも重症化予防ということで、やはり10月から始めていく、今準備も進めております。そこで、インフルエンザのほうの予防接種のほうを受けてくださいということでの啓発もさせていただいておりますし、また町内の医療機関の先生方ともそういった連携しながら接種というのは進めている状況です。ですので、高齢者の方に対しても、そういった感染対策をすれば十分ということではなくて、やはり高齢者の方に関しては、インフルエンザのほうの予防接種としてはきっちりと受けていただきたいというふうに思っております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、国の認識と私の思いと町の認識と一致してるというふうに理解していいですかね。いや、そこまではやらへんよって思っはるんか、そうじゃないのか、そこが聞きたいんですけど。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 まだちょっとどういった状況で、はやっていくのかというのが本当にちょっと見えない中ですので、そこは感染状況っていうのを見ていかないといけないと思うんですけども、子どもさんもそういった予防接種というふうなことに限っては、少し財政状況とかも見ながらっていうので進めていきたいと思っはるすし、全くそれはインフルエンザの発症の、やっぱり効果もあると思っはるすので、そこは段階を踏んで実施していきたいなというふうに思っはるす。

○横田委員長 暫時休憩します。

(午後3時56分 休憩)

(午後 3 時 5 8 分 再開)

○横田委員長 再開します。 木澤委員。

○木澤委員 ちょっと私の中で違和感ありましたけど、認識は共有してるものだというふうに理解をしておきます。そうしたら次、68ページのこのポリオの予防接種の実施ですけど、対象者ゼロ人ってなってるんですよ。ただ、予算のほうを見ると、少額ですけど2万2千円計上されているんですけど、これはどういったことなんでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 ポリオの予防接種のほうで、平成24年の11月から4種混合と合同の3種混合でポリオが入った予防接種が4種混合として始まっておりますので、年々こうした方の対象は減っていく予定ではありますが、転入の方とかそういった方でも、こういったポリオだけを打たないといけないと、いけない人というのもまた出てくるというので、予算計上としては上げておりましたけれども、令和3年度に関してはそういった実績はなかったということになっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 転入も含めての対応ということで、予算計上をしてあったということですね。わかりました。次、69ページの高齢者の肺炎球菌のワクチンですけど、2年度に比べて接種率が下がってるんですけど、この要因ってわかりますかね。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 これも同じく、インフルエンザの予防接種と同じなんですけれども、やはりコロナがはやってるというので、この2年度にはやはり皆さん意識も高く、接種される方が多かったんですけど、少しコロナの予防接種が進んできたというので、やはり3年度は接種率が下がったという状況です。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういえば、そんな議論した覚え、確かにあります。じゃあ別に下がってるわけじゃないということですね。

次、71ページのおたふく風邪のワクチンですけど、これも同じような感じですか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 こちらのほうは、日本脳炎と同じような状況が起こりまして、令和3年の4月から10月、ワクチンがまた製造工程でちょっと問題が起こりまして、そのために全国的にワクチンが不足しているために接種できなかったという状況です。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。次に、75ページの妊婦健診ですね、歯周疾患検診の率が低くなってるんですけど、何でこの歯周疾患検診は受診率が低いんでしょうかね。一緒にはやらないんですか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 こちらは妊婦の歯周疾患検診ですので、歯科医に行っていて受ける検診になっております。ですので、妊婦さんが妊娠中に1回歯科医のほうにご自分で行っていただいて、予約をしていただいて受けることになってるんですけども、やはり産科での受診の意識よりは、皆さんどうしてもちょっと歯周疾患に対するという認識というのは、やっぱり低くなってる状況ですので、ちょっと受診率としては伸びてない状況です。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 妊婦さんなんで、移動しづらいという理由もあろうかと思いますが、やっぱり歯周病からいろんな病気に発展していくというのは、私も入院して非常に、そういうことなんだと学びましたけど、大切なもんやというふうに思いますので、引き続き啓発のほうをお願いしておきます。

そしたら次、77ページの産後ケア事業の実施ということで、以前にもお尋ねしたかもしれませんが、予算見ると64万4千円組んでまして、13万1千円なんで、執行率としてはだいぶ低いのかなというふうに思いますけど、一方で子育て相談等は結構な件数いってるんですよ。これはなんでこんなに執行率が低いんでしょうかね。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 産後ケアは、妊娠届に来られたときにこういった事業もあるということでご紹介もさせていただいております。また、妊娠届のときにはこちらのほうから直接面接しながらの体調の確認等もさせていただいております。かなりこちらのほうで面接時にこういった利用されたほうがいいという方であれば、こちらも積極的にはご案内をさせていただいております。妊娠中に利用を検討されていても、産後にやはり思っていたよりもスムーズに育児ができて、やっぱり利用しませんというふうな理由ですとか、あとご主人が、最近ではちょっと増えてきたのかなというところが、育児休暇を取ってくれたから利用しなくてもいけたというふうなことで、ご利用されていないというふうな状況です。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 妊娠の届けのときに案内してるというのと、相談の中でもこういういい制度

があるよということで、対応していただいているという認識でいいのかな。もともと、利用の見込みですね、これはそしたらどういう形で予算組んでるんでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 元々、こういったショートですとかデイとかアウトリーチといった利用のお一人がもし利用されるというふうな場合の、利用の回数とかという中で予算計上しておりますので、今ちょっと何人分ということで今お答えできないんですけども。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、1回の単価が高いので、予算組むとこういう形になるっていうふうに理解していいですかね。1回の利用の、すると単価が高いので、だから金額にするとこれぐらいになってしまうよというふうに理解していいんでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 今、委員おっしゃいますように、ショートですとかの1回の利用料というのはかなり高くなっておりますので、そういった1回利用するだけでもかなりの高額な金額にはなってきておりますので。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 予算として枠が大き過ぎるのかなと思いましたが、別にそうではないということですね。必要な方には利用いただくべきものだと思いますので、この事業としては引き続き頑張って続けていっていただきたいと思います。

そしたら79ページからの検診がずっと並んでるんですけど、この令和3年度から対象者の取り方を変えましたって書いてますけど、これはどういうことなんでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 そちらのほうは従来から市町村が実施する、このがん検診の受診率ということで、対象者の取り方のほうが議論されておりました。その結果、平成30年度から、国の報告でこの受診率の対象者というのが、市町村の住民全体とするというふうな方に決まりましたので、町においては令和4年度の総合計画のほうが、まだ国民健康保険の被保険者数を母数としていってるところでありまして、第5次の計画の実施のあと、令和3年度から数字を揃えさせていただいたという状況の中で、こういった表現になっております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 分母が増えたということですけども、国保以外の方でも検診を受けていらっしゃる方はいると思うんで、そうすると受診率が半分に減ってしまってるという、これ

は今の説明ではよくわからへんのですが、これはどういうことなんでしょうか。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 例えば大腸がん検診とかでしたら、対象者のほうが35歳以上が検診の対象になりますので、35歳以上の方の人口ということになってきます。令和2年度でしたら、35歳以上で国民健康保険の被保険者数の数字ということになってきてますので、数字が変わってるということです。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私の質問が悪かったのか、国保以外、社保に入ってる方でも人間ドックとか、その中に入ってるのかわかりませんが、検診は受けていらっしゃると思うんです。そしたら別に率が下がるってということはないのかなと思うんですけど、35歳以上やからということの説明とちょっとかみ合わないのかなと思うんですけど。

○横田委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 国のほうで、こういった対象というのが一旦そういった社会保険の方とかでも検診を受けられてるんですが、このがん検診の対象者というのが被保者数、国保の加入の母数というふうになっておりましたので、それで社保のほうの方がいらっしゃるって、母数は国保のほうの加入者の数っていうふうになっていたので、そういったところへんで、がん検診の受診率の取り方がどうかというふうな議論がありまして、今回こういった対象者の取り方に変わったということです。

○横田委員長 暫時休憩します。

(午後4時10分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○横田委員長 再開します。 木澤委員。

○木澤委員 数字の把握の仕方が変わったってということで、実態は変わってないということですね。そう理解しておきます。

そしたら資料編の86ページになりますけども、火葬場の維持管理ということで、利用件数等を書いていただけてますけど、町の火葬場ですね、受け入れがどれぐらいできて、この利用者でいうと稼働率としてはどれぐらいになってるんでしょうかね。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 町営火葬場でございますけども、ご存じのように火葬炉が3炉ございます。通常ご遺体の到着、また収骨等のご遺族の方々が、その斎場の中で会われないように、そういった形で受付を配慮させていただいております。その関係から、受付時

間内で考えますと、めったにこういうことはないんですけれども、最大8体まで受け入れが可能であるというふうに考えております。このことから考えますと、令和3年度321件で、稼働率といたしましては約11%の稼働状況というふうになります。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、キャパとしてはまだまだいけるよということですね。維持費の関係、ちょっとどうなるのかなと思いましたが、それやったら安心でいますので、そう理解しておきますね。次に87ページの公害指導の実施という項目あるんですけど、令和3年度で発生だけで41件あるということなんですけど、この公害の内容ですね、こういったものがあるんでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 41件、公害指導ということで発生41件となっております。こういった内容かということなんですけども、騒音や振動、あと悪臭や水質汚濁といった典型7公害に関するそういったご相談、苦情等ですね、その他野焼き行為、そういった生活環境に関わるそういった苦情等につきまして、件数を計上させていただいております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それで、継続的に発生してるのが2件ということですね。前年度から継続ということですね。私、ぱっと聞いたら、例えば商売してはったりとかして、常に発生する、しているものと、突発的に発生するものとあって、そんなに突発的に発生するもののかなというふうに思いますけども、それは実際にそうで、指導したらきちっと改善をしていただけてるということですので理解してよろしいですか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 案件によりまして、例えば騒音等々でしたら騒音、振動、そういったものと、特定建設作業、いわゆる解体工事とかそういったものが。防音、振動を取っていただくとかという、そういう指導もさせていただいて、そうしますと一定のまた期間も限られておりますので、そういうのは終結というか、解決に向かっています。ここにあげております継続案件につきましては、事業所から排出されます排水の関係で、そういったちょっとご相談を受けております。ただ、これは水質汚濁防止法に基づくそういった排水、基準、規制ですかね、そういったものでありますが法的に、そういった排出を止めるための措置法とかいろいろございますねんけども、この継続につきましては、そういった排水、水質汚濁防止法に基づくそういったものではなくて、なかなか町として指導というんですか、お願いという形で現在とりくんでおるといふ、そういった

案件で、継続をしておりますということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長のさっきの話やと、主に工事ですとか、野焼きは個人というのものもあるんでしょうけど、普通の家庭で起こってるようなものは少ないということなんですね。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 普通の家庭で、そうですね、騒音とかそういったものは結構、工事関係が非常に多いという傾向でございます。今、申しました事業者からも、そういった関係もございまして、個人でといいますと野焼きとかですね、あとごみの関係とか、そういった感じが個人の苦情対応でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私も以前1件、近所の方から相談受けたことがあって、町のほうにも協力をお願いして、解決した件というのもあります。住民さん同士のトラブルになるものなので、町としてできるだけやっぱり指導できるところは指導していただきたいし、住民さんの願いにこたえるような形で動いていただくようお願いをしておきます。

続いてですけども、88ページの飼い猫の不妊手術の助成ですけども、2年度から3年度にかけて件数が減ってるんですけど、これはどういった状況なんでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 こちらの減少した状況については、ちょっと分析はできないと。ただ単に申請に来られなかったということでございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 傾向的にはどうなんでしょうかね。元年とかその前とか、分かりますかね。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 すみません、ちょっと令和元年度までの資料しか持っておりませんが、元年度で43件でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、以前この不妊手術については住民さんから要望を受けて、予算を増やしてほしいというお願いをしたこともありましたので、ちょっと傾向については注視していただいて、住民さんの要望にはこたえていけるようにはしていただきたいんですけど、予算組むときは実績ベースになっていこうと思いますから、ちょっとそのへんのところも含んでいただいて、また傾向、動向見ていただきたいと思います。

そしたら次に、89ページの、先ほども報告いただきましたけど、地域猫の活動です

ね。こちらのほうは、2年度から3年度にかけて26件から67件と、かなり増えているんですけども、これは理由というんですかね、どういう理由なんでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 ひとつの理由といたしましては、令和2年度は8月から実施をしたということでございます。あと、この地域猫活動といいますのは、住民の方にもある一定広まってきたのではないかとということで、そういった飼い主のいない、そのご相談等も、当課のほうにございますことから、そういった場合は活動団体にご紹介をして対応している、その後でチケットが必要になってくるのではないかなと考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これについては、担当課でも力を入れてとりこんでいただいているものなので、普及をしていけるのかなというふうに理解はしますが、予算自体ゼロですけども、当初、2年度は8月からということですけども、3年度の当初ですね、どれぐらいの頭数を見込んで、チケットについてはこの頭数分全部対応できてるのかどうかですね。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 年間頭数というのは計画を持っていない状況です。チケットにつきましては、どうぶつ基金からチケットをいただきますけれども、やはり確実に不妊手術ができる頭数を把握した上で、チケット申請ということで厳しく言われておりますので、申請前にそういった団体としっかり協議をさせていただいて、確実に病院のほうへ持って行って手術をできる頭数について申請をさせていただいてるという状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。引き続き、地域団体の皆さんと協力しながら進めていっていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

そうしたら92ページの空き缶の分別回収なんですけども、アルミ缶、スチール缶、これ数値的には増減ありますけども、金額が約半分ぐらいになってしまってるんですけど、これはどういった状況なんでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 回収数が多いのに比べまして売却金額が減っておるということでございますけども、これはアルミ缶とスチール缶、売却をさせていただく中で、単価のほうは、令和2年度アルミ缶がキログラムあたり80円でありましたものが40円、約半分に減ってきてると、減ってきたと。また、スチール缶がキログラムあたり令和2年度で3円であったものが、令和3年度で5円と、こちらはちょっと若干上がっておるんで

すけども、全体でのやはり回収量というんですかね、アルミ缶のほうが大きいもので、半額にあたる、単価が半分になった分での金額が減少してるという状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これはもう業界全体がそういう相場なのか、今町としては関西メタルワークさんのほうかな、でお願いしてるかと思うんですけど、これは違う業者さんがしても単価は変わらないということなんですかね。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 売却につきましては、実際町で回収しております、住民さんから資源物として排出されます缶類、瓶類につきましては、関西メタルのほうにお渡しさせていただいておりますけども、こちらの空き缶分別回収、公共施設にあるポイントカードの出る空き缶の回収機ですね、あちらで出た分になりますので、これにつきましては町のほうで年に1回町内でそういった回収業を営まれておられる、集団回収とかそういった団体の見積りを取りまして、古紙類とかも合わせた中で、一番売却単価の単価の高い業者をお願いをさせていただいております。令和3年度につきましては、よろづや商店という業者のほうにお渡しをさせていただいております。売却の金額の減につきましては、やはりコロナ禍の状況の中で、鉄鋼市場を初め、いろんなあらゆる市場のほうで、結構不透明がといますかね、それらの市場が荒れておるといことで、減っておるとい状況でございますので。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 きちっと見積り取って対応されてるといことだけ、わかれば結構です。

そしたら次、93ページの事業系ごみのことで、先ほど質疑されてたので、そこはかぶらないようにしたいと思うんですけど、以前から事業系のごみ袋の単価について、もっと低くして活用していただけるようにするべきじゃないかって、担当の常任委員会でも議論されてきたと思うんですけど、結局その方向性はどうなったんでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 事業系のごみ処理手数料をやはり上げるなり、排出、分別の徹底ですよ、資源化に向け、その体制を行うといことで以前お話をさせていただいたと。今現在、以前にちょっとキログラムあたり料金を改定しましたがけども、やはりなかなかごみを分別していただけない、なかなか事業者さんの手間等々を考えれば、コストメリットが少ないといことでも、おっしゃっておられますので、それに今、事業者さんともいろいろ、事業所訪問の際にはいろいろちょっとお話をさせていただいて、そういっ

た形で事業者さんも協力いただける中で減量化・資源化にとりくんで進めていけるかという協議の途中でございますので、その辺を最終まとめたなかで、手数料としてどうしていくかご相談していきたいというふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、厚生常任委員会のメンバーではないので、聞くとしたら決算か予算でいつも聞いてると思うんですけど、もう多分3回ぐらい同じ質問させていただいてると思うんです。協議が長引いてるということで、とりあえずは理解しとこうかと思えますけれども、やっぱり効果のあるとりくみだというふうに思えますので、事業所さんにもやっぱり理解を求めながら、できるだけ早く対応を進めていっていただきたいなと思えますので、お願いをしておきます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 101ページの安心サポートごみ収集の実施していただけてますけど、今これ件数で見ますと149件申請があつてということで、高齢化が進む中で、また増えていくというふうに思うんですけど、今後の見通しと、対応としてはどういうふうにしていこうと考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 令和3年度申請累計ということで、149件となっております。実際、令和3年度末でございますけれども、この149件中、収集いたしておりますのが55件という状況で、今現在、月曜日、火曜日1台、また木曜日、金曜日は2台で、午前中での収集で対応させていただいております。ただ、おっしゃられるように、やはり今後ますます増えてくるかというふうに考えておりますので、今すぐ、例えば月、火、木、金ですので、水曜日に収集に回ったり、午後から収集、そういった調整も可能かと考えておりますので、今すぐということではないですけども、今後増えていく中でどういった形で高齢者のごみ出し支援という形でどういうものができるかは、やっぱり検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。件数等が増えてもきちっと体制をつくって対応していただけるということで理解をしておきますので、お願いします。

そしたら次、101ページ、ごみステーションですけど、同じ折り畳み簡易ボックスについて、私以前一般質問させていただいて、自治会から申請があれば支給しますよという対応をしていただけてると思うんですけど、配布の件数見て、私が思ったより少

ないなという印象なんです。今、基準としてどういう形で自治会さんに支給、配布をしていただいているんでしょうかね。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 現在の基準は、そういった集積所において、まずはカラス、猫よけという形で、ごみネットを二重にさせていただくなどの処理を対応していただいた中で、それでもなおかつそういった集積所の衛生的な問題が継続される場合に対して、自治会、30世帯に1個という割合で交付をさせていただいておるという状況でございます。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 たしか以前は、1自治会に1個とかいう基準でされていたのかなと思いますけど、今課長がおっしゃっていただいた基準は、もう令和3年度はそういう基準になっているということでしょうか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 おっしゃられますように、以前までは自治会につき1個、後は一応試験的にこういうものがあるよということで、自治会にお配りをさせていただいておったということで、その後いろいろな自治会、地域からもいろいろお声もありましたので、令和2年4月1日から、先ほど申しました基準で運用をさせていただいております。

○横田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。基準も改善しながら対応していただけて、この件数だということですね。知りたいのは、実際にもうちょっと欲しいけど、いや、もらえへんねんって、困ってはるところがないのかなっていう心配をしてるんですけど、そういうところはないってことで理解していいですか。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 今はそういうお話は聞かせていただいております。

○横田委員長 ほかに質疑ございませんか。 溝部委員。

○溝部委員 94ページの一番上の、紙おむつ類専用ごみ袋のところ、前回の決算のときに紙おむつをリサイクルするとかいうお話が出てたと思うんですけど、その内容と状況と、今後どうなっていくのかというのを教えていただきたいなと思うんですけども。

○横田委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 紙おむつにつきましては、いつでもリサイクルできるように町のほうでは分別袋、指定袋を作って対応するというところで、昨年度、環境省の事業で、資源化处理する会社のご紹介もございまして、いろいろその会社ともお話をさせていただ

いたんですけども、なかなか協議をさせていただいた事業者が関東方面で実際、事業を展開されておる事業者で、新たにこちらの関西方面で設備投資するとそういった費用面もございますことから、これはなかなかうちが考える資源化に向けたとりくみとはちょっと違ったということで、今現在環境省を通じて新たな事業者、そういった協議をできる事業者はないか、いろいろお話をさせていただいておるといった状況でございます。

○横田委員長 ほかにございませんかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結します。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。

○栗本住民生活部長 それでは、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管をいたします決算の概要についてご説明させていただきます。主要な施策の成果報告書資料編の109ページをお願いいたします。

第1項 商工費 第1目 商工総務費であります。高齢者の生きがいつくりの推進では、高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりへの支援として斑鳩町シルバー人材センターに対しまして助成等を行いました。

以上、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管をいたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○横田委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○横田委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

これをもって、本日の審査を終了します。

明日9日は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することとしますので、定刻にご参集をお願いします。

お疲れさまでした。

(午後4時37分 終了)